

## 第4 実地及び書面指導における主な留意事項（障害者サービス）

### I 運営編

#### 1 サービス提供責任者の配置基準

##### ★ 対象サービス…居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

サービス提供責任者の配置にあたっては、以下の3要件のいずれかに該当する員数をおくこととされています。そのため、それぞれの要件において計算し、最も少なかった人数が最低必要人数となります。

①当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が450時間又はその端数を増すごとに1人以上

②当該事業所の従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上

③当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上

例）月間の延べサービス提供時間が450時間越え、従業者の数10人以下

⇒②の基準により1人で足りる。

なお、①～③ともに、**前3月の平均値**を用いるため、**毎月、要件を充足しているかどうかの確認**を行い、サービス提供責任者の適正な配置にご留意ください。

また、①～③について、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援を一体で運営している場合は、各サービスの合計で算出してください。ただし、1人の利用者が併給している場合は、利用者の数をダブルカウントする必要はありません。

なお、**介護保険の訪問介護事業所、介護予防訪問介護事業所と一体で運営している場合は、③を用いて、障害・介護の利用者数の合計数に応じた必要数以上配置すること又は障害・介護それぞれの基準による必要数以上を配置してください。**

**※居宅介護職員初任者研修課程修了者（介護職員初任者課程修了者や旧2級ヘルパーを含む）をサービス提供責任者として配置して、その者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の30%を減算することとされていますのでご注意ください。**

（参考）根拠法令等

#### **H25 県規則 19 第4条**

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模）に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

## H18 障発 1206001 第三の 1 (2)

### (2) サービス提供責任者

#### ① 配置の基準

ア 事業の規模に応じて 1 人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととしているが、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。なお、これについては、最小限必要な員数として定められたものであり、業務の実態に応じて必要な員数を配置するものとする。

また、**サービス提供責任者の配置の基準は、次のいずれかに該当する員数を置くこととする。**

- a 当該事業所の月間の延べサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が 450 時間又はその端数を増すごとに 1 人以上
- b 当該事業所の従業者の数が 10 人又はその端数を増すごとに 1 人以上
- c 当該事業所の利用者の数が 40 人又はその端数を増すごとに 1 人以上

したがって、**例えば、月間の延べサービス提供時間が 450 時間を超えていても、従業者の数が 10 人以下であれば、b の基準、利用者の数が 40 人以下であれば c の基準によりサービス提供責任者は 1 人で足りることとなる。**

(例) 延べサービス提供時間 640 時間、従業者数 12 人(常勤職員 5 人及び非常勤職員 7 人)及び利用者数 20 人である場合、c の基準により、配置すべきサービス提供責任者は 1 人で足りることとなる。

- d c の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を 3 人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を 1 人以上配置している当該事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が 50 人又はその端数を増すごとに 1 人以上とすることができる。この場合次の点に留意する必要がある。

- ・「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の居宅介護従業者として行ったサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が、1 月あたり 30 時間以内であること。
- ・「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の居宅介護従業者として行ったサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が、1 月あたり 30 時間以内であること。
- ・「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている」場合とは、基準においてサービス提供責任者が行う業務として規定されているものについて、省力化・効率化が図られていることが必要であり、例えば、以下のような取組が行われていることをいうものである。

- ・ 居宅介護従業者の勤務調整（シフト管理）について、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整を可能としていること
  - ・ 利用者情報（居宅介護計画やサービス提供記録等）について、タブレット端末やネットワークシステム等の IT 機器・技術の活用により、職員間で円滑に情報共有することを可能としていること
  - ・ 利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制（主担当や副担当を定めている等）を構築する等により、サービス提供責任者業務の中で生じる課題に対しチームとして対応することや、当該サービス提供責任者が不在時に別のサービス提供責任者が補完することを可能としていること。
- この場合において、常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者については、イの規定に関わらず、別表 5 に示すサービス提供責任者数を配置するものとする。

イ 事業の規模に応じて常勤換算方法によることができることとされたが、その具体的取扱いは次のとおりとする。なお、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。)の 2 分の 1 以上に達している者でなければならない。

- ①のアの a、b 又は c に基づき、1 人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、常勤換算方法によることができる。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、常勤換算方法で、当該事業所の月間の延べサービス提供時間を 450 で除して得られた数(小数点第一位に切り上げた数)又は従業者の数を 10 で除して得られた数又は利用者の数を 40 で除して得られた数(小数点第一位に切り上げた数)以上とする。
- a に基づき、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアの a、b 又は c に基づき算出されるサービス提供責任者数から 1 を減じて得られた数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。
- ①のアの a、b 又は c に基づき、6 人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所であって、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアの a、b 又は c に基づき算出されるサービス提供責任者の数に 2 を乗じて 3 で除して得られた数(一の位に切り上げた数)以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

従って、具体例を示すと別表 1 から 3 \* に示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。（\*別表 1 から 3 は略）

ウ 事業の規模については、前 3 月の平均値を用いる。この場合、前 3 月の平均値は、暦月ごとの数を合算し、3 で除して得た数とする。なお、新たに事業を開始し、又は再開した事業所においては、適切な方法により推定するものとする。

エ 当該指定居宅介護事業所が提供する指定居宅介護のうち、通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0.1人として計算すること。

#### **Q & A 平成 24 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 2)**

**問 2) 訪問介護又は介護予防訪問介護の指定を受けていることをもって、同一の事業所が障害者自立支援法における居宅介護等（居宅介護、同行援護、行動援護又は重度訪問介護）の指定を受ける場合のサービス提供責任者の配置はどのように取り扱うのか。**

**答 2)** 当該事業所全体で確保すべきサービス提供責任者の員数については、次のいずれかの員数以上とする。

- ① **当該事業所における訪問介護等及び居宅介護等（重度訪問介護については利用者数が 10 人以下の場合に限る。）の利用者数の合計 40 人ごとに 1 以上**
- ② (略)
- ③ **訪問介護等と居宅介護等のそれぞれの基準により必要とされる員数の合計数以上**

なお、当該居宅介護等に係る指定以降も、訪問介護等の事業のみで判断したときに、訪問介護等に係る基準を満たしていることが必要となる。

また、訪問介護等におけるサービス提供責任者が、居宅介護等のサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。

## 2 同行援護の従業者及びサービス提供責任者の要件

### ★ 対象サービス…同行援護

同行援護における従業者等の要件については、以下のとおりです。

#### 【サービス提供責任者】

以下の「1及び2のいずれにも該当」または「3に該当」

- 1 「介護福祉士」、「実務者研修修了者」、「介護職員基礎研修修了者」、「居宅介護従業者養成研修1級課程修了者」、「居宅介護従業者養成研修2級課程修了者（介護職員初任者研修修了者）」であって3年以上介護等の業務に従事した者

#### 2 同行援護従業者養成研修（応用課程）の修了者

- 3 国立障害者リハビリテーションセンター学院資格障害学科修了者等

#### 【従業者（ヘルパー）】

以下の1から5までのいずれかに該当

- 1 同行援護従業者養成研修（一般課程）の修了者→所定単位数
- 2 初任者研修課程修了者及び視覚障害者外出介護従業者養成研修終了者であって、視覚障害を有する身体障害児・者の直接支援業務に1年以上従事した経験を有する者→所定単位数
- 3 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等→所定単位数
- 4 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事し、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有する者→所定単位の90%
- 5 基礎研修過程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業に1年以上従事した経験を有する者→所定単位の90%

実地（書面）指導において、介護福祉士の資格を有したサービス提供責任者を配置しているが、同行援護従業者養成研修（応用課程）を修了しておらず、基準に違反しているため、休止もしくは廃止の指導を行う事例があります。**必ず同行援護従業者養成研修（応用課程）の修了者を配置する必要があるため、ご注意ください。**

#### （参考）根拠法令等

##### H18 障発 1206001 第三の1(6)

##### (6) 指定同行援護事業所の取扱い

##### ① サービスを提供する者の実務経験

サービスを提供する者に必要とされる実務経験については、業務の範囲通知のうち、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児に関するもの、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にお

いては、指定都市又は中核市の市長。第三の1の(7)②アを除き、以下同じ。)が認める業務として、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて、1年に換算して認定する。

② サービス提供責任者の資格要件

指定同行援護事業所のサービス提供責任者は、次のア又はイの要件を満たすもの又は厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）第十号介護給付費等単位数表第10の1の注2の2の厚生労働大臣が定める厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定（昭和55年厚生省告示第四号）第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

ア (2)の②のアからオまでのいずれかの要件に該当するもの ※

イ 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）

※前ページの「サービス提供責任者 1」に記載した有資格者を指す。

**H18 障発 1031001 第二の2(3) ※下線は令和3年度改正部分**

③ 同行援護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて

(一) (略)

(二) (略)

(三) (略)

(四) 令和3年3月31日において、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「地域生活支援事業通知」という。）の「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」をいう。）に従事し、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有する者（以下「盲ろう者向け通訳・介助員」という。）

→ 「所定単位数の100分の90に相当する単位数」

(五) (略)

### 3 行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件

#### ★ 対象サービス…行動援護

##### (1) 行動援護従業者の資格要件について

**【サービス提供責任者】※経過措置は令和5年度末で終了します。**

- ・ 行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、業務の範囲通知のうち、知的障害児・者又は精神障害者の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事が認める業務に**3年以上**の従事経験を有する者 **※ただし、令和6年3月31日までは、以下にある経過措置の要件を満たす職員をサービス提供責任者として配置できます。**
- ・ 令和3年3月31日において、「介護福祉士」、「実務者研修修了者」、「介護職員基礎研修修了者」、「居宅介護従業者養成研修1級課程修了者」、「居宅介護職員初任者研修（居宅介護従業者養成研修2級課程修了者、介護職員初任者研修修了者）であって3年以上介護等の業務に従事した者」のいずれかの要件に該当し、かつ、知的障害児・者又は精神障害者の直接支援業務に**5年以上**の従事経験を有する者

**【従業者（ヘルパー）】※経過措置は令和5年度末で修了します。**

- ・ 行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害児・者又は精神障害者の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事が認める業務に**1年以上**の従事経験を有する者 **※ただし、令和6年3月31日までは、以下の経過措置の要件を満たす職員を従業者（ヘルパー）として配置できます。**
- ・ 令和3年3月31日において、初任者研修課程修了者等であって、知的障害児・者又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者

##### (2) 支援計画シート等の作成について

行動障害を有する者への支援について、関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、支援計画シート等を作成することが重要であることに鑑み、支援計画シート等の作成が適切に行われていない場合は、(加算がなされる前の) **所定単位数の95%を算定する必要があります。(支援計画シート等未作成減算・5%)**

#### (参考) 根拠法令等

##### **H18 障発 1206001 第三の1(7) ※下線は令和3年度改正部分**

##### (7) 指定行動援護事業所の取扱い

##### ① サービスを提供する者の資格要件

指定行動援護事業所のサービスを提供する者は、行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、業務の範囲通知のうち、知的障害者若しくは知的障害児に関するもの、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事が

認める業務とし、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて、1年換算して認定するものとする。

② サービス提供責任者の資格要件

指定行動援護事業所のサービス提供責任者は、行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、業務の範囲通知のうち知的障害者若しくは知的障害児に関するもの、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事が認める業務とし、併せて、従事した期間は、業務の範囲通知に基づいて3年に換算して認定するものとする。（ただし、令和6年3月31日までの間は、令和3年3月31日において、（2）の②のアからオまでのいずれかの要件に該当し、かつ、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に5年以上従事した経験を有することで足りるものとする。）

**H18 障発 1031001 第二の2(4) ※下線は令和3年度改正部分**

② サービス内容について

行動援護は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある者に対して、居宅内や外出時における次のようなサービスを行うものである。事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン、感覚の過敏性等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備し、それらを活用して適切に支援を行うための**支援計画シート等を作成するとともに、支援内容を記録用紙に記録する必要がある。**

(一) 予防的対応

- ア 行動の予定が分からない等のため、不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動が出ないように、あらかじめ日常生活の行動の順番や、外出する場合の目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動がとれるように理解させること
- イ 視覚、聴覚等に与える影響が行動障害の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに行動障害が起こるかを熟知したうえで環境調整を行う等の予防的対応等を行うことなど

(二) 制御的対応

- ア 何らかの原因で本人が行動障害を起こしてしまった時に本人や周囲の人の安全を確保しつつ行動障害を適切におさめること
- イ 危険であることを認識できないために突然飛び出してしまうといった不適切な行動、自分を傷つける行為を適切におさめること
- ウ 本人の意思や思い込みにより、突然動かなくなったり、特定のものに強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応

(三) 身体介護的対応

- ア 便意の認識ができない者の介助や排便後の後始末等の対応
- イ 食事を摂る場合の食事介助
- ウ 入浴及び衣服の着脱介助など



③ (略)

④ 所定単位数等の取扱いについて

行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に**1年以上**の従事経験を有する者が行動援護を行う場合に所定単位数を算定する。ただし、令和3年3月31日において**初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者**にあつては、令和6年3月31日までの間は、当該基準に適合するものとみなす。

⑤ 支援計画シート等の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について（支援計画シート等未作成減算）

(一) 算定される単位数

所定単位数の100分の95とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものでないことに留意すること。

(二) 支援計画シート等未作成減算については、行動障害を有する者への支援について、関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、支援計画シート等を作成することが重要であることに鑑み、支援計画シート等の作成が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給付費を減算することとしているものである。

(三) 支援計画シート等未作成減算の具体的取扱い

具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算するものであること。

ア サービス提供責任者等による指揮の下、支援計画シート等が作成されていないこと。

イ 支援計画シート等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。

## 4 就労継続支援A型事業所の適正な運営

### ★ 対象サービス…就労継続支援A型

令和3年3月30日付け障障発0330第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知に示されているとおり、就労継続支援A型事業所においては、利用者の希望や課題を踏まえた支援を行いつつ、生産活動の収益性をより高めることが強く求められています。また、生産活動の利益が利用者に支払う賃金の総額を下回る状況が続く場合には、指定取り消しを含めた処分の対象にもなりえます。

#### ① 就労継続支援A型計画について

就労継続支援A型計画を作成する場合には、**原則として別紙様式1**を使用して作成してください。

また、就労継続支援A型計画の記載内容が、一人一人の利用者の希望を踏まえ、画一的なものとなっている場合や、記載内容に虚偽がある場合等には、運営基準違反であり、指定の取り消しや停止の対象となりえますので、それぞれの利用者の状況を踏まえて、適切な計画の作成に努めてください。

#### ② 就労支援事業別事業活動明細書・経営改善計画書の作成等について

指定基準における経営状況確認のため、別添の「就労支援事業別事業活動明細書」を年1回県に提出していただきます。直近の会計年度若しくは直近数ヶ月間の生産活動の収支について作成してください。（県からの依頼通知により御対応ください。）

その結果、**指定基準第192条第2項**を満たさない（利用者に支払う賃金等の総額が生産活動による収入から必要経費を控除した金額を上回っている）場合は、**別添の「経営改善計画書」**を作成し、提出してください。原則1年間は経営改善のための猶予期間とします。

**※必要に応じて会計書類等を提出いただく場合もございます。**

なお、経営改善計画書は、必ず事業所のホームページ上で公表してください。

#### **指定基準第192条第2項**

指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産（新設）活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

#### ③ 計画書の更なる作成について

経営改善計画書を作成した場合には、計画始期から1年経過した後に、その実行状況と改善状況を確認させていただきます。計画終期において、指定基準を満たさない場合であっても、今後収益改善の見込みがある、計画に基づく改善が具体的に実施されており経営改善の見込みがあると認められた場合には、更に1年間（2年目）の経営改善計画書を作成させることを認めます。

また、3年目以降についても、条件付で認めています。

#### ④ 運営規程の変更について

平成 29 年 4 月 1 日より改定された就労継続支援 A 型の指定基準「第 196 条の 2」に対応した運営規程を作成してください。

<新規追加項目>

- ・主な生産活動の内容
- ・利用者の労働時間
- ・利用者の賃金および工賃（月給、日給または時間給）

#### **指定基準第 196 条の 2**

指定就労継続支援 A 型事業者は、指定就労継続支援 A 型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員

#### **五 指定就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額**

#### **六 指定就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第百九十二条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間**

- 七 通常の事業の実施地域
- 八 サービスの利用に当たっての留意事項
- 九 緊急時等における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十三 その他運営に関する重要事項

#### ⑤ 評価及び情報公表について

指定就労継続支援 A 型の利用を考えている障害者やその家族等が適切な事業所を選択できるよう、運営状況を評価し、1 年に 1 回以上、評価結果をインターネットの利用その他の方法（市町が発行する広報誌への掲載等）により公表してください。

評価項目及び評価方法については、厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和 3 年厚生労働省告示第 88 号）及び厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について（令和 3 年 3 月 30 日付け障障発 0330 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）をご参照ください。

#### **指定基準第 196 条の 3**

指定就労継続支援 A 型事業者は、就労継続支援 A 型の利用を希望する者が個々のニーズに応じた良質なサービスを選択出来るよう、指定就労継続支援 A 型事業所ごとに運営状況を評価し、1 年に 1 回以上、評価結果をインターネットの利用その他の方法により公表すること。なお、公表に当たっては、情報のアクセシビリティにも留意し、視覚障害や知的障害等障害特性に配慮した対応を併せて実施することが望ましい。公表の時期については、原則毎年度 4 月中とする。公表方法については、当該指定就労継続支援事業所のホームページ等インターネットの利用による公表を想定しているが、ホームページがない等インターネットの利用による公表が困難な場合は、市町村等が発行する広報紙への掲載、当該指

定就労継続支援事業所及び他の関係機関等での掲示等、利用者やその家族、関係機関等が簡易に情報を取得できる方法により公表すること。評価項目及び評価方法については、厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和3年厚生労働省告示第88号）を参照すること。

また、事業所の情報公表システムにおいて、以下の情報を公表してください。

- ア 貸借対照表、事業活動計算書（損益計算書、正味財産増減計算書等を含む。）、  
就労支援事業事業活動計算書、就労支援事業別事業活動明細書
- イ 主な生産活動の内容
- ウ 平均月額賃金（工賃）

## 【就労継続支援 A 型計画書】

作成日：令和 年 月 日		前回作成日：平成 年 月 日		計画作成者：				
住所		利用開始日：令和 年 月 日		支援担当者：				
ふりがな	性別	昭和 / 平成 年 月 日生 歳	障害支援 区分	管理者	サービス管 理責任者	職業指導員	生活支援員	
氏名								
就労継続支援 A 型利用までの経緯 (活動歴や病歴等)		本人の希望（業務内容、労働時間、賃金、一般就労の希望の有無等）						
		本人の障害基礎年金等の有無や収入状況			本人の生産活動を行う際の課題			
健康状態（病名、服薬状況等）			生産活動や支援で留意する医学的リスクなど					
生活環境や自宅での役割などの本人の生活状況								
利用目標								
長期 目標	設定日	年 月					目標 達成度	達成・一部・未達
	達成予定日	年 月						
短期 目標	設定日	年 月					目標 達成度	達成・一部・未達
	達成予定日	年 月						
サービス提供内容								
目標と支援の提供方針・内容（施設外就労・施設外支援含む）			評価			迎え（有・無）		
			実施	達成	効果、満足度など			
①	月 日 ~ 月 日		実施	達成		プログラム（1日の流れ）		
			一部	一部				
			未実施	未実施				(予定時間)
②	月 日 ~ 月 日		実施	達成				
			一部	一部				
			未実施	未実施				
③	月 日 ~ 月 日		実施	達成				
			一部	一部				
			未実施	未実施				
④	月 日 ~ 月 日		実施	達成				
			一部	一部				
			未実施	未実施				
⑤	月 日 ~ 月 日		実施	達成			送り（有・無）	
			一部	一部				
			未実施	未実施				
特記事項			実施後の変化(総括) 再評価日：令和 年 月 日					
上記計画の内容について説明を受けました。 令和 年 月 日			上記計画書に基づきサービスの説明を行い 内容に同意頂きましたので、ご報告申し上げます。 令和 年 月 日					
ご本人氏名： 印			相談支援専門員様/事業所様 (担当相談員・支援員等氏名： )					
ご家族氏名： 印								
※ 自筆による署名の場合には押印不要。								
就労継続支援 A 型 ○○○		〒000-0000		住所：○○県○○市○○ 00-00		管理者：		
事業所No. 000000000		Tel. 000-000-0000/Fax. 000-000-0000				説明者：		

令和3年度就労継続支援A型事業所の指定基準に係る実態調査(静岡県)【調査票②】

4 国省令192条(経営改善計画の作成等)に係る調査

下記水色の箇所に入力し明細書を作成してください(必須)。この明細書の内容が調査票③に自動的に反映されます。

濃紺色部分は計算式が入っていますので入力しないでください。

令和2年度就労支援事業別事業活動明細書

【自】令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日

法人名  
事業所名  
事業所番号

勘定科目	合計	業務1	業務2	業務3	業務4	その他の業務	備考
収益							
就労支援事業収益	0	0	0	0	0	0	
就労支援事業販売原価							
就労支援事業(商品)棚卸高							
当期就労支援事業製造原価							
当期就労支援事業仕入高							
費用							
合計	0	0	0	0	0	0	
期末製品(商品)棚卸高	0	0	0	0	0	0	
差引	0	0	0	0	0	0	
就労支援事業販売原価	0	0	0	0	0	0	
就労支援事業活動費用計	0	0	0	0	0	0	
就労支援事業活動増減差額	0	0	0	0	0	0	

※業務別に計上が困難な場合は「業務1」欄にまとめて記載してください。

利用者へ支払う賃金の総額

業務	業務の内容(生産活動の内容、活動場所、主な必要資機材・材料等)
業務1	
業務2	
業務3	
業務4	
その他	

**【令和3年度 指定就労継続支援A型事業所 経営改善計画書】**

事業所名称				代表者指名			
事業所所在地							
経営改善計画書を公表するホームページ				<a href="http://〇〇〇〇〇〇〇〇">http://〇〇〇〇〇〇〇〇</a>			
連絡先	電話番号				FAX番号		
職員数	定員	利用者数	(うち身体 知的 精神 其他 )				
事業所の設置主体	社会福祉法人 ・ 民間企業 ・ NPO法人 ・ その他			設立年月日			
改善計画期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (1年間とすること)						

1 現在、指定基準第192条第2項を満たすことができていない理由と具体的改善策  
(詳細かつ具体的に記載すること)

(未達成理由)	(具体的改善策)

2 現在の事業内容及び計画期間を通じて実施する事業内容

現在の事業内容	計画期間を通じて実施する事業内容

(※) 事業内容には、生産活動の内容、対象顧客、市場動向、競合相手の動向、改善後の事業内容に主に従事する者の数や属性(どのような資格、経験等を持った者が担当するか等)について詳細に記載すること

3 現在の生産活動に係る事業の収入額及び計画期間を通じて達成する事業収入目標額(1年間の額を記載)

現在の収入額	計画期間を通じて達成するべき目標収入額
円	円
(主な費目)	(積算根拠)

(注) 目標収入額は、「平均利用者数×平均労働時間×最低賃金額×平均利用日数×12か月」以上の額でなければならない。

4 現在の生産活動に伴う経費及び計画期間を通じて達成する必要経費の見込額(1年間の経費を記載)

現在の経費	計画期間を通じて見込まれる経費
円	円
(主な費目)	(積算根拠)

5 生産活動に係る事業の収入－生産活動に伴う必要経費

現在の「収入－経費」	計画期間後の「収入－経費」
円	円

6 現在の利用者の総賃金額及び計画期間後の利用者の総賃金額

現在の支払い総賃金額	計画期間後の支払い総賃金額
円	円
(積算根拠)	(積算根拠)

事業所代表者署名欄

印

※「現在」はいずれも、指定基準192条第2項を満たさないと判断された前年度1年間のものを記載すること。  
※その他、社会福祉法人会計基準に基づく会計書類等、地方公共団体が必要と認める書類を添付させること。

## 5 就労継続支援B型事業所の適正な実施

### ★ 対象サービス…就労継続支援B型

令和3年3月30日付け障障発 0330 第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」に示されたとおり、就労継続支援B型事業においては、当該通知に基づき、以下のような取り扱いをさせていただきますので、ご注意ください。

#### ① 適正な事業運営に向けての留意事項（工賃の支払い等について）

就労継続支援B型事業者は、指定基準第201条第1項及び第3項において利用者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した金額を工賃として支払うこととなっており、工賃水準を高めていくことが求められています。利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額は、3千円を下回らないようにしてください。

### <目標工賃達成指導員配置加算について>

#### R5.9.4 厚生労働省照会結果

##### 【質問&回答】

問1) 目標工賃達成指導員について、管理者が同時並行的に兼務する場合でも、目標工賃達成指導員配置加算の算定は可能か。

答1) 管理業務に支障のない範囲で算定可能。

問2) 目標工賃達成指導員配置加算については、サービス管理責任者欠如している場合でも算定可能か。

答2) 算定可能。

※目標工賃達成指導員配置加算の算定には、別途県障害者政策課へ工賃向上計画の提出も必須となります。



## 6 就労移行支援事業の適正な実施

### ★ 対象サービス…就労移行支援

令和3年3月30日付け障障発 0330 第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」に示されたとおり、就労移行支援事業においては、当該通知に基づき、以下のような取り扱いをさせていただきますので、ご注意ください。

#### ① 就労移行支援の利用者の就職状況の把握について

市町が支給決定を行った利用者の就職状況を把握できるようにするため、**就労移行支援事業所は利用者が就職した場合、必ず支給決定権者に適時報告してください。**また、**重要事項説明書の退所理由において、「就職する場合」を明記し、利用開始時に利用者への説明を徹底してください。**

#### ② 一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用について

利用者が就労移行支援の利用を経て就労した後は、原則、引き続き当該就労移行支援を利用して就労移行支援サービス費の算定をすることができません。

ただし、市町が、利用者が就職したことを把握した上で、就労中の就労移行支援の必要性を認めると判断して、改めて支給決定を行った場合に限り、就職後も新たに就労移行支援の利用をすることができます。

#### ③ 就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出について

令和2年2月1日以降、就労移行支援事業者が当該サービスの**基本報酬の算定区分に関する届出書を提出するときには、添付資料として就職日や届出時点での雇用が継続していることが分かるもの（雇用証明書、雇用契約書、労働条件通知書等）の提出を必須とします。**

また、**令和3年4月1日より前年度及び前々年度の実績（就労定着者の割合）に応じて基本報酬が決定されます。**

#### ※「就労移行支援事業の適正な実施について」（令和元年11月5日付け障障発 1105 第1号）概要

就労移行支援サービス費については、留意事項通知（平成18年10月31日付け障発 1031001号）第2の3の（3）①において、「利用者が就職した日の前日まで算定が可能」とあるが、一方で「障害福祉サービスに係る Q&AVOL. 2」（平成19年12月19日事務連絡）には「一般就労へと移行した場合であっても市町村が必要と認める場合、日中活動サービスの支給決定を行って差し支えない」とされている。

同事務連絡は就労移行支援には適用されることは想定していなかったが、一部の市町村において、その取扱いに誤解が生じているため、令和2年2月1日以降は上記のように取り扱う。

## II 各種加算編

### 1 特定事業所加算等の加算の要件

#### ★ 対象サービス…居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

特定事業所加算の人材要件（居宅介護従業者の資格保持割合）と利用者全体における喀痰吸引等を必要とする者の占める割合については、前年度（3月を除く）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均により要件を満たすものとして加算適用の届出ができますが、**特に、届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均により届出している事業者においては、届出後も引き続き算定要件を満たしているかどうか確認をしていない事例が見受けられます。**

その他、特定事業所加算における主な指摘事例は以下のとおりです。

- ・ 登録ヘルパーも含めたすべての従業者1人1人について、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画が策定されていない。
- ・ 従業者の技術指導を目的とした会議に登録ヘルパー等が出席していない。会議の概要が記録されていない。
- ・ 複数のグループに分かれて会議を開催する際、後日開催した出席者の出席記録が残されていない。
- ・ サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業者に対し、当該利用者に関する情報（前回のサービス提供時の状況等）やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達していない。
- ・ サービス提供終了後、担当する従業者からサービス提供責任者に適宜報告がされていない。もしくは伝達したことが確認できない。また、担当する従業者から適宜報告を受ける際、文書にて記録を保存していない。
- ・ 常時使用する労働者に該当しない従業者（登録ヘルパー等）に対し、健康診断を定期的実施していない。事業主が費用負担していない。
- ・ 新規に採用したすべての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修が実施されていない。同行者の氏名、同行した時間、研修内容が記録されていない。

各事業者は、直近3月の実績が加算要件を満たすことを毎月確認していただくとともに、常に要件への適用状況が説明できるように資料を整えておいてください。

また、重度訪問介護の特定事業所加算については、現に夜間帯、深夜帯、早朝帯におけるサービス提供が行われていることが要件の一つとされていることから、夜間帯、深夜帯、早朝帯のサービス提供がなくなったところで、特定事業所加算の要件も喪失することとなりますので、十分留意願います。

算定要件については以下のとおりです。

①居宅介護、同行援護及び行動援護

I型	「体制要件」、「人材要件」、「重度障害者対応要件」全ての要件を満たすこと。
II型	「体制要件」、「人材要件」を満たすこと。 ※「重度障害者対応要件」は、要件に含まれません。 ※「人材要件」はいずれかの要件を満たすことで可。
III型	「体制要件」、「重度障害者対応要件」を満たすこと。 ※「人材要件」は、要件に含まれません。
IV型	<u>「体制要件」、「人材要件」、「重度障害者対応要件」を満たすこと。</u> ※「I型」の要件と一部異なります。(平成18年厚労省告示543 参照)

②重度訪問介護

I型	「体制要件」、「人材要件」、「重度障害者対応要件」全ての要件を満たすこと。
II型	「体制要件」、「人材要件」を満たすこと。 ※「重度障害者対応要件」は、要件に含まれません。 ※「人材要件」はいずれかの要件を満たすことで可。
III型	「体制要件」、「重度障害者対応要件」を満たすこと。 ※「人材要件」は、要件に含まれません。

(参考) 根拠法令等 (居宅介護の例)

<p><b>H18 障発 1031001 第二の2(1) ※下線部令和3年度改正部分</b></p> <p>⑮ 特定事業所加算の各算定要件については、次の定めるところによる。</p> <p>(一) <u>イ 会議の定期的開催</u>  <u>(前略) 会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</u></p> <p>(二) 人材要件  ア 居宅介護従業者要件  第543号告示第1号第1号告示イ(6)の介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の割合については、前年度(3月を除く。)又は<u>届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均</u>について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。  なお、介護福祉士、実務者研修修了者又は介護職員基礎研修課程修了者若しく</p>
--

は1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。

看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、同(6)の要件に含むものとする。

また、同(6)の「常勤の居宅介護従業者」とは、サービス提供時間に含まれるすべての常勤の居宅介護従業者が対象となる。

なお、常勤の居宅介護従業者とは、事業所で定めた勤務時間(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)のすべてを勤務している居宅介護従業者をいう。

イ (略)

(三) 重度障害者対応要件

第543号告示第1号イ(9)の障害支援区分5以上である者又は同号ニ(4)の障害支援区分4以上である者、喀痰吸引等(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。以下同じ。)を必要とする者の割合については、前年度(3月を除く。)又は**届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均**について、利用実人員を用いて算定するものとする。

また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。

(四) 割合の計算方法

(二)アの職員の割合及び(三)の利用実人員の割合の計算は、次の取扱いによるものとする。

ア 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。

イ **前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員又は利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。**

また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに**第一の5の届出\***を提出しなければならない。

(\*第一の5の届出：加算等が算定されなくなる場合の届出)

**平成 18 年厚労省告示 543 一**

**二 特定事業所加算(Ⅳ)**

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イの(2)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) 指定居宅介護事業所の**全てのサービス提供責任者**に対し、**サービス提供責任者ごと**に研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

※ I 型の場合は「**全ての居宅介護従業者**」を対象としています。

- (3) 指定障害福祉サービス基準第 5 条第 2 項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が 2 人以下の指定居宅介護事業所であつて、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する**基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を 1 人以上配置**していること。

※基準で必要とされる常勤のサービス提供責任者の数+1 以上の常勤のサービス提供責任者配置が必要。

I 型の場合は「**常勤のサービス提供責任者を 2 人以上配置**」となります。

- (4) 前年度又は算定日が属する月の前 3 月間における利用者（障害児を除く。）の総数のうち**障害支援区分 4 以上**である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が**100 の 50 以上**であること。

※ I 型の場合は「**障害支援区分 5 以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が 100 分の 30**」となります。

**(参考) 根拠法令等 (重度訪問介護)**

**H18 障発 1031001 第二の 2 (2)**

⑧ 特定事業所加算の取扱い

ア～イ (略)

ウ サービスの提供体制

543 号告示第 4 号イ(6)の「常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。」とは、**前月の実績において、夜間、深夜、早朝の時間帯についてもサービスが提供されており、また、指定障害福祉サービス基準第 31 条第 3 号に規定する営業日及び営業時間において、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずに重度訪問介護従業者の派遣が可能となっている事業所をいう。**

なお、届出を行った月以降においても、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して、時間帯を問わずにサービスを提供していることが必要であり、サービスが提供できない場合については、直ちに第一の 5 の届出を提出しなければならない。

#### H21. 4. 1 平成 21 年度報酬改定 Q & A (VOL. 2 問 2-2)

問) 特定事業所加算の算定要件の一つである「従業者の総数のうち、介護福祉士の割合が 100 分の 30 以上」について、居宅介護及び重度訪問介護のように複数のサービスを提供している事業所の場合、「従業者の総数のうち、介護福祉士の割合」をどのように算出するのか。

答) 居宅介護及び重度訪問介護のように**複数のサービスを提供している事業所においては、それぞれのサービスごとに常勤換算人数を用いて、「従業者の総数のうち、介護福祉士の割合」を算出**し、それぞれのサービスごとに要件に適合するか否かを判断することとなる。

なお、それぞれのサービスにおける「従業者の総数のうち、介護福祉士の割合」は、「介護福祉士の常勤換算人数」を「従業者全体の常勤換算人数」で除して得られる割合となるが、具体的な計算例は次のとおりであるので参照されたい。

【例】常勤の従業者が勤務すべき時間数が 40 時間 (※) の事業所において、前 3 月間の一月当たりの実績の平均割合を用いて「従業者のうち、介護福祉士の占める割合」を算出する場合の例 (A~D は従業者)

A : 介護福祉士 居宅介護の勤務延べ時間数 120h (一月平均 40h)

B : 2 級課程修了者 居宅介護の勤務延べ時間数 30h (一月平均 10h)

重度訪問介護の勤務延べ時間数 90h (一月平均 30h)

C : 介護福祉士 居宅介護の勤務延べ時間数 30h (一月平均 10h)

重度訪問介護の勤務延べ時間数 30h (一月平均 10h)

D : 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者

重度訪問介護の勤務延べ時間数 120h (一月平均 40h)

① 居宅介護事業所における「従業者のうち、介護福祉士の占める割合」

・居宅介護事業所における従業者全体の常勤換算人数

$60\text{h} (A40\text{h}+B10\text{h}+C10\text{h}) / 40\text{h} (\text{※}) = 1.5\text{人}$

・居宅介護事業所における介護福祉士の常勤換算人数

$50\text{h} (A40\text{h}+C10\text{h}) / 40\text{h} = 1.2\text{人}$  (小数点第 2 位以下切り捨て)

・従業者のうち、介護福祉士の占める割合

$1.2\text{人} / 1.5\text{人} = 80.0\%$

この場合、介護福祉士の占める割合が 30% 以上のため要件に適合

② 重度訪問介護事業所における「従業者のうち、介護福祉士の占める割合」

・重度訪問介護事業所における従業者全体の常勤換算人数

$80\text{h} (B30\text{h}+C10\text{h}+D40\text{h}) / 40\text{h} (\text{※}) = 2.0\text{人}$

・重度訪問介護事業所における介護福祉士の常勤換算人数

$10\text{h} (C10\text{h}) / 40\text{h} = 0.2\text{人}$  (小数点第 2 位以下切り捨て)

・従業者のうち、介護福祉士の占める割合

$0.2\text{人} / 2.0\text{人} = 10.0\%$

この場合、介護福祉士の占める割合が 30% 未満のため要件に不適合

## 2 就労系事業所における基本報酬の算定

★ 対象サービス…就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援

### (1) 就労移行支援における基本報酬の算定について

利用者の意向及び適性に応じた一般就労への移行を推進する観点から、就職後6ヶ月以上定着した者の割合に応じた報酬設定となっています。

なお、令和3年度報酬改定により、就労定着者の割合は、前年度又は前々年度の実績に応じて算出することとなりました。体制届提出時に添付いただく雇用契約書等の前々年度分については、前年度の届出時に提出済であれば、改めて提出いただく必要はありません。

(参考) 根拠法令等

#### 令和3年3月23日厚労省告示第87号別表12

##### 1 就労移行支援サービス費（1日につき）

##### イ 就労移行支援サービス費（I）

##### (1) 利用定員が20人以下

（一） 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	1,128 単位
（二） 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	959 単位
（三） 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	820 単位
（四） 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	690 単位
（五） 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	557 単位
（六） 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	507 単位
（七） 就労定着者の割合が零の場合	468 単位

##### (2)～(5) (略)

##### ロ 略

##### 注1～7 (略)

#### H18 障発 1031001 第二の3 (3)

##### ①就労移行支援サービス費の区分について

##### (一) 就労移行支援サービス費の区分について

##### ア (前略)

また、就労移行支援サービス費(I)は、利用定員及び利用定員に対する就労定着者の割合（当該年度の前年度又は前々年度において、就労移行支援を受けた後就労（企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援A型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。以下この①において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者の合計数を当該前年度及び前々年度の利用定員（利用定員が年度途中で変更になった場合は、当該年度の各月の利用定員の合計数を当該各月の数で除した数）の合計数で除して得た割合をいう。）に応じ、基本報酬を算定する。（後略）

##### イ (略)

(二) 新規指定の就労移行支援事業所等の就労移行支援サービス費の区分について

ア 報酬告示第12の1の注4の2については、新規指定の就労移行支援事業所等において、2年度間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。ただし、2年度目において、初年度の就労定着者の割合（初年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の利用定員の数で除して得た割合をいう。）が100分の40以上となる場合は、初年度の実績に応じて基本報酬を算定しても差し支えないこととする。また、3年度目における就労定着者の割合については、「初年度の利用定員に100分の30を乗じた数」と「2年度目において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者」の合計数を初年度及び2年度目の利用定員の合計数で除して得た割合とすることができる。

さらに、年度途中で指定された事業所については、支援の提供を開始してから2年間（24月）は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。ただし、支援の提供開始から2年目における就労定着者の割合については、支援の提供を開始した日から1年間において、就労移行支援を受けた後就労し、就労継続している期間が6月に達した者の数を当該1年間の利用定員で除して得た割合に応じて、基本報酬を算定しても差し支えないこととする。また、支援の提供を開始してから2年（24月）経過した日の属する月から当該年度の3月までの就労定着者の割合については、「1年目（1月から12月）の利用定員に100分の30を乗じた数」と「支援の提供開始から2年目（13月から24月）において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者」の合計数を1年目の利用定員及び2年目の利用定員の合計数で除して得た割合とすることができる。

（計算例）令和2年4月1日に新規に指定を受けた就労移行支援事業所において初年度の就労定着者が0人、2年度目の就労定着者が10人、両年度とも利用定員が20人であった場合の3年度目（令和4年度）における就労定着者の割合

$$\left( (20人 \times 30 / 100) + 10人 \right) / (20人 + 20人) = 0.4$$

就労定着者の割合→100分の40

イ（略）

(三) 就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出について

都道府県等が、事業者に対し就労移行支援の基本報酬の算定区分に関する届出書等の提出を求める際には、添付資料として雇用契約書、労働条件通知書又は雇用契約証明書の写しなどの提出を求め、就職日や届出時点で雇用が継続していることを事業者としても確認した上で、報酬区分を届出させることとする。なお、添付資料については、例示のほか、就職者の状況を事業者が企業に訪問して企業の担当者からの確認をもらう等の方法によることも差し支えないので、企業や本人、事業者にとって過度な業務負担とならないよう配慮をお願いする。

※「就労定着者」について、就労継続支援A型事業所等に雇用された者は除く。



**令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A (Vol. 2)**

問5) 就労移行支援サービス費 (I) の算定に係る就労定着者の割合について、前年度及び前々年度実績に基づき算出することになったが、具体的な計算例を示されたい。

答5) 計算式及び具体例は以下のとおり。

[計算式]

就労定着者の割合 = (①前年度において就労を継続している期間が6月に達した者の数 + ②前々年度において就労を継続している期間が6月に達した者の数) ÷ (③前年度の利用定員数 + ④前々年度の利用定員数)

[具体例]

① : 8人 ② : 5人 ③ : 20人 ④ : 20人

就労定着者の割合 = (8人 + 5人) ÷ (20人 + 20人) = 32.5%

基本報酬算定区分 : 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満

問6) 就労移行支援サービス費 (I) の新規指定の場合の就労定着者の割合について、具体例を示されたい。

答6) 別添を参照されたい。(※別添内容を下にまとめております。)

(1) 年度当初サービス開始の例

R3.4

サービス開始

R4.4

R5.4

R6.4

R7.4

	初年度	2年度目	3年度目	4年度目
就労定着者の数	a人	b人	c人	...
利用定員数	X人	Y人	Z人	...
就労定着者の割合	「 <u>3割以上4割未満</u> 」と見なす	「 <u>3割以上4割未満</u> 」と見なす 又は $a \div X$	$\frac{(a+b)}{(X+Y)}$ 又は $\frac{(X \times 30/100 + b)}{(X+Y)}$	$\frac{(b+c)}{(Y+Z)}$

(2) 年度途中サービス開始の例				
R3. 6				
サービス開始				
R3. 4	R4. 4	R4. 6	R5. 4	R5. 6
R6. 4	R6. 6	R7. 4		
	1年目	2年目	3年目	4年目
就労定着者の数 (暦年)	a人	b人	・・・	・・・
就労定着者の数 (年度)	d人		e人	・・・
利用定員数 (暦年)	X人	Y人	・・・	・・・
利用定員数 (年度)	V人		W人	・・・
就労定着者の割合	(R3. 6～R4. 5) 「 <u>3割以上4割未満</u> 」と見なす	(R4. 6～R5. 5) 「 <u>3割以上4割未満</u> 」と見なす 又は $a \div X$	(R5. 6～ <u>R6. 3</u> ) $(a+b) \div (X+Y)$ 又は $(X \times 30 / 100 + b) \div (X+Y)$	(R6. 4～) $(d+e) \div (V+W)$

問8) 基本報酬の算定区分に関する届出の際に、雇用契約書等の添付書類を求めているが、前々年度において就労を継続している期間が6月に達した者の添付書類については、前年度の届出時に提出済と思われるが、提出は必要か。

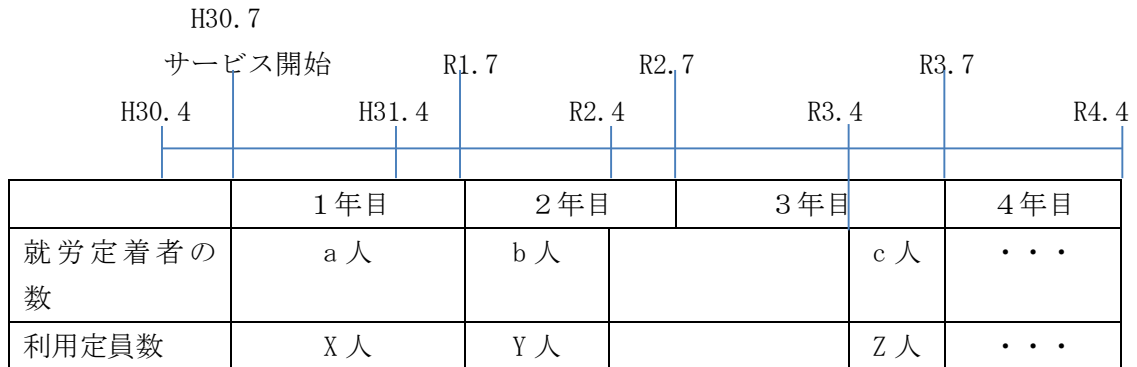
答8) 前年度の届出時に提出済であれば、省略して差し支えない。

**令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A (Vol. 3)**

問2) 平成30年度又は令和元年度の年度途中で新規に指定を受けた事業所が、令和3年度の基本報酬の算定に当たり、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の実績を用いない場合、就労定着者の割合の具体的な取扱いを示されたい。

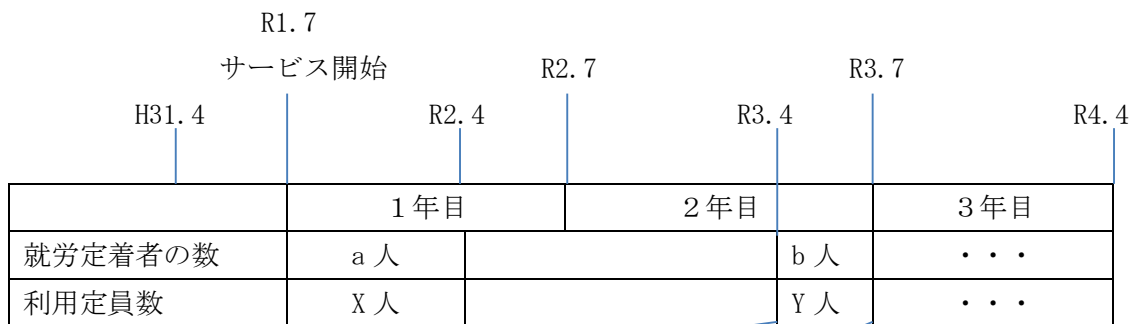
答2) 別紙を参照されたい。(※別紙内容を下にまとめております。)

(1) 平成30年7月サービス開始の例



就労定着者の割合	(R3.4~R3.6) 「3割以上4割未満」とみなす又は $\frac{a}{X}$	(R3.6~R4.3) $\frac{(a+b+c) \div \{X+(Y \times 9+Z \times 3) \div 12\}}{\text{又は } \frac{(X \times 30/100+b+c) \div \{X+(Y \times 9+Z \times 3) \div 12\}}$
----------	---	---

(2) 令和元年7月サービス開始の例



就労定着者の割合	(R3.4~R3.6) 「3割以上4割未満」とみなす	(R3.6~R4.3) 「3割以上4割未満」とみなす又は $\frac{(a+b) \div (X \times 9+Y \times 3) \div 12}$
----------	-------------------------------	---

## (2) 就労継続支援A型における基本報酬の算定について

国の告示の規定により算出される評価点の合計に応じて算定します。

### **H18 障発 1031001 第二の3(4)**

#### ① 就労継続支援A型サービス費について

##### (一) 就労継続支援A型サービス費の区分について

就労継続支援A型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援A型を提供した場合若しくは指定就労継続支援A型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援A型を提供した場合（1の（4）に掲げる支援を行う場合をいう。）又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援A型を提供した場合（特定旧法指定施設を利用していた者に限る。）に、当該指定就労継続支援A型事業所における利用定員、人員配置及び評価点（厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和3年厚生労働省告示第88号。以下「スコア告示」という。）の規定により算出されるスコアの合計をいう。以下同じ。）に応じ、算定する。（後略）

##### (二) 新規指定の就労継続支援A型事業所等の就労継続支援A型サービス費の区分について

報酬告示第13の1の注3の2については、新規指定の就労継続支援A型事業所において初年度は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定し、年度途中で指定された事業所については、初年度及び2年度目は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。

##### (三) 自己評価未公表減算について

報酬告示第13の1の注4については、指定障害福祉サービス基準第196条の3に規定する基準を満たしていない場合、つまり、就労継続支援A型サービス費を算定するに当たり算出する評価点を、インターネットの利用その他の方法により公表していない場合に減算を行うものである。公表の方法等については、スコア留意事項通知を参照すること。

### **厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について（令和3年3月30付け障発0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）**

#### 2 評価項目及び当該項目の評価方法

##### (1) 労働時間

（前略）労働時間の合計数は、実際に利用者が労働した時間数の前年度の総計をいうものであって、休憩時間、遅刻、早退、欠勤、健康面や生活面の助言及び指導といった面談に要した時間等により実際に労働していない時間であって賃金の支払いが生じない時間については労働時間の合計数に含めない。

年次有給休暇を取得した場合（時間単位で取得した場合も含む。）や健康面や生活

面の助言及び指導といった面談に要した時間等であっても労働時間とし賃金を支払っている場合は労働時間の合计数に含めるものとする。

なお、就労継続支援A型事業所等に雇用される利用者以外の者については、平均労働時間の合计数の算出においてその対象とならない。

また、利用開始時には予見できない事由により短時間労働（1日の労働時間が4時間未満のことをいう。以下同じ。）となった場合、当該短時間労働となった者については、短時間労働となった日から90日分を限度として、延べ労働時間数及び延べ利用者数から除外しても差し支えないこととし、短時間労働となってしまった事由について都道府県に届け出ること。

利用開始時には予見できない事由とは、具体的には以下の事由などを想定している。

- ・ 筋ジストロフィー等進行性の難病等を罹患している利用者が、利用開始時には予見できない病状の進行により短時間労働となってしまった場合
- ・ 利用開始後に病気等で入院し、退院直後の労働が短時間となってしまった場合
- ・ 家族の介護を受けながら利用していたが、家族の病気等により、居宅介護等のサービスによる介護が必要となってしまった場合
- ・ 精神障害者等で、利用開始時には予見できない体調の変動により短時間労働となってしまった場合。

## (2) 生産活動

(前略)利用者に支払う賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として当該就労継続支援A型事業所等が利用者に支払うすべてのものをいう。

## (3) 多様な働き方

(前略)常時10人未満の労働者を使用している事業所にあつては、就業規則の作成・届出の義務はないが、本事項の評価に当たっては、就業規則その他これに準ずるもの(以下「就業規則等」という)を作成し、各事項について整備する必要がある。

## (4) 略

## (5) 地域連携活動

(前略)地域の事業所と連携した付加価値の高い商品開発、企業や官公庁等での生産活動等地域社会と連携した活動(以下「地域連携活動」という)・・・(中略)・・・

地域連携活動の実施状況について、当該活動の内容及び当該活動に対する関係事業者等の意見を記載した報告書(別紙様式1)を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表している場合に、スコアを算定する。

## 3 公表

(前略)公表方法については、原則、事業所のホームページ等インターネットを利用した公表方法を想定しているが、インターネットの利用以外で想定している方法は、次のとおりである。このほか、就労継続支援A型の利用を希望している障害者等第三者に対

して広く情報発信できる方法により実施すること。

- ・市町村等が発行する情報誌への掲載
- ・当該就労継続支援A型事業所等及び関係機関等での掲示

なお、公表した内容については、情報のアクセシビリティにも配慮し、テキストデータの変換、点字資料・読み仮名付き資料の作成などの対応も実施することが望ましい。

### (3) 就労継続支援B型における基本報酬の算定について

(Ⅰ)(Ⅱ)型は、利用定員、人員配置及び前年度の平均賃金工賃月額に応じて算定し、(Ⅲ)(Ⅳ)型は利用定員及び人員配置のみに応じて算定します。

なお、いずれかの区分で届出をした後は、(Ⅰ)(Ⅱ)又は(Ⅲ)(Ⅳ)との間における当該年度中の区分変更は原則として想定しておりません。

#### (参考) 根拠法令等

##### H18 障発 1031001 第二の3(5)

#### ② 就労継続支援B型サービス費について

##### (一) 就労継続支援B型サービス費の区分について

ア 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)及び就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合若しくは指定就労継続支援B型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援B型を提供した場合(1の(4)に掲げ支援を行う場合をいう。以下この②において同じ。)又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援B型を提供した場合に、当該指定就労継続支援B型事業所における利用定員、人員配置及び前年度の平均工賃月額に応じ、算定する。

(ア)(イ)(略)

イ 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)及び就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合若しくは利用者に在宅において就労継続支援B型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援B型を提供した場合に、当該指定就労継続支援B型事業所における利用定員及び人員配置に応じ、算定する(就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)を算定している場合を除く)。

(ア)(イ)(略)

ウ(略)

エ(略)

##### (二) 就労継続支援B型サービス費の区分の届出について

就労継続支援B型サービス費の区分に係る届出については、原則毎年度の4月に行うこと。年度途中で新規に指定された事業所は当該指定を受けた年度において、初めて基本報酬を算定する前までに届出を行うこと。また、就労継続支援B型サー

ビス費（Ⅰ）又は就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）を算定する場合は、工賃向上計画基本指針に基づき、工賃向上計画を都道府県（指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市とする。以下同じ。）に提出すること。なお、就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）（若しくは就労継続支援B型サービス費（Ⅱ））又は就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）（若しくは就労継続支援B型サービス費（Ⅳ））のいずれかの区分を届け出た後は、就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）（若しくは就労継続支援B型サービス費（Ⅱ））又は就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）（若しくは就労継続支援B型サービス費（Ⅳ））との間での区分の変更については、当該年度中は原則想定していないこと（人員配置の変更に伴う区分の変更（就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）から就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）、就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）から就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）、就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）から就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）、就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）、就労継続支援B型サービス費（Ⅲ））は除く）。

(三) 新規指定の就労継続支援B型事業所等の就労継続支援B型サービス費の算定について

報酬告示第14の1の注6の2については、就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）又は就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）の算定に当たって、新規指定の就労継続支援B型事業所等において初年度の1年間は、平均工賃月額が10,000円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。年度途中で指定された事業所については、初年度及び2年度目の1年間は、平均工賃月額が10,000円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。ただし、支援の提供を開始してから6月経過した月から当該年度の3月までの間は、支援の提供を開始してからの6月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる。

### 【就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）における前年度の平均工賃月額算出方法について】

#### H18 障発 1031001 第二の3 (5)

② 就労継続支援B型サービス費について

(一) 就労継続支援B型サービス費の区分について

エ 就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）における前年度の平均工賃月額は、以下の方法で算出してください。

(ア) 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出する。

ただし、以下の場合は、工賃支払対象者の総数から除外することとするが、工賃支払対象者から除外することにより平均工賃月額が低くなる場合には、除外しないことも認められる。

- ・ 月の途中において、利用開始又は終了した者については、当該月の工賃支払対象者から除外
- ・ 月の途中において、入院又は退院した者については、当該月の工賃支払対象

者から除外

- ・ 月の途中において、全治1か月以上の怪我やインフルエンザ等の流行性疾患により連続1週間以上の長期に渡って利用できなくなった者については、利用できなくなった月から利用可能となった月まで工賃支払対象者から除外
- ・ 複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している者については、工賃支払対象者の総数から除外
- ・ 人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある者については、工賃支払対象者の総数から除外

(例：50人定員で、工賃支払い対象者が、4月45人、5月50人、6月48人、7月50人、8月50人、9月50人、10月49人、11月50人、12月45人、1月47人、2月50人、3月50人の場合は、45人+50人+48人+50人+50人+50人+49人+50人+45人+47人+50人+50人=584人となる。)

(イ) 前年度に支払った工賃総額を算出する。

ただし、以下の利用者に支払った工賃は、工賃総額から除外することとするが、工賃総額から除外することにより平均工賃月額が低くなる場合には、除外しないことも認められる。

- ・ 月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月に支払った工賃
- ・ 月の途中において、入院又は退院した者の当該月に支払った工賃
- ・ 月の途中において、全治1か月以上の怪我やインフルエンザ等の流行性疾患により連続1週間以上の長期に渡って利用できなくなった者に関しては、利用できなくなった月に支払った工賃と利用可能となった月に支払った工賃
- ・ 複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している者に支払った工賃
- ・ 人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある者に支払った工賃

(ウ) (イ)÷(ア)により1人あたり平均工賃月額(円未満四捨五入)を算出する。

ただし、報酬告示第14の12のイの重度者支援体制加算(I)を算定している場合は、(イ)÷(ア)により算出した平均工賃月額に2,000円を加えた額を、就労継続支援B型サービス費を算定する際の平均工賃月額とすることができる。

なお、原材料費等の高騰により、年間の直接経費に著しい変動があった場合など、同一都道府県内の就労継続支援B型事業所のうち、8割の就労継続支援B型事業所において工賃実績が低下した場合であって、都道府県がやむを得ないと認めた場合は、同一都道府県内全ての事業者について、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。

また、以下の場合にも前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。

- ・ 激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法適用地域に、就労継続支援B型事業所が所在する場合であって、生産活動収入の減少が見込まれ、工賃支払額が減少する場合



- ・ 激甚災害の指定や災害救助法適用の要因となった大規模な災害による間接的な影響により工賃支払額が減少となったことが明らかであると都道府県、指定都市又は中核市が認めた場合

#### (4) 就労定着支援における基本報酬の算定について

生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者に対して、月1回以上の対面による支援を行った場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、報酬を設定します。

(参考) 根拠法令等

#### 【就労定着率の具体的な計算方法について】

##### H18 障発 1031001 第二の3(6)②

###### (一) 就労定着支援サービス費の区分について

就労定着支援サービス費については、生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者に対して、就労定着支援を提供した月1回以上の対面による支援を行った場合に、当該指定就労定着支援事業所における利用者数及び就労定着率に応じ、算定することとし、就労定着率の具体的な計算方法は以下による。

ア 当該前年度末日から起算して過去3年間に就労定着支援を利用した総数を算出する。

イ アの過去3年間に就労定着支援を利用した総数のうち当該前年度末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、以下は就労が継続している者として取り扱う。

- ・ 就労定着支援の利用が終了しているが、就労が継続している者
- ・ 就労定着支援の利用中に、離職した後1月以内に他の通常の事業所に雇用された場合であって、就労が継続している者（就労定着支援の利用中1回限りの転職について認める。）

ウ イ÷アにより就労定着率を算出することとなるが、以下の場合はア及びイの対象から除外することとする。

- ・ 障害者を雇用する事業所で障害者に対する虐待があり、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第26条に基づく措置が講じられた場合であって、本人が離職を希望する場合
- ・ 雇用された事業所が倒産した場合
- ・ 利用者が死亡した場合

新たに指定を受ける場合の初年度の就労定着率については、指定を受ける就労定着支援と一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、指定を受ける前月末日から起算して過去3年間に一般就労した者の総数のうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。

エ 指定を受ける前月末日から起算して過去3年間に指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数を算出する。

オ エのうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、②の(一)のイの規定を準用して算出する。

カ オ÷エにより新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。この場合、②の(一)のウの規定を準用して算出する。

また、年度途中で新たに支援の提供を開始した場合における、支援の提供を開始した日から1年間経過した日の属する月から当該年度の3月までの就労定着率については、直近1年間の利用者の総数のうち支援の提供を開始した日から1年間経過した日の属する月の前月の末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。なお、翌年度4月以降の就労定着率については、アからウまでの算出方法による。

キ 支援の提供を開始した日から1年間経過した日の属する月の前月の末日までの利用者の総数を算出する。

ク キのうち支援の提供を開始した日から1年間経過した日の属する月の前月の末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、②の(一)のイの規定を準用して算出する。

ケ ク÷キにより新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。この場合、②の(一)のウの規定を準用して算出する。

(例1) 令和3年4月に支援の提供を開始した場合の利用者数及び就労定着率の算出方法

・ 令和3年4月から令和3年9月まで

→ 利用者数：支援の提供を開始した日の前月末日から起算して過去3年間ににおいて、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後に一般就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数の総数の70%

→ 就労定着率：支援の提供を開始した前月末日から起算して過去3年間ににおいて、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数のうち前月末日において就労が継続している者の数の割合

・ 令和3年10月から令和4年3月まで

→ 利用者数：令和3年4月から令和3年9月までの各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数

→ 就労定着率：令和3年4月から令和3年9月までと同じ

・ 令和4年4月から令和5年3月まで

→ 利用者数：令和3年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数

→ 就労定着率：令和3年度の利用者の総数のうち令和3年度末日において就労が継続している者の数の割合

・ 令和5年4月から令和6年3月まで

→ 利用者数：令和4年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数

- 就労定着率：令和3年度及び令和4年度の利用者の総数のうち令和4年度末日において就労が継続している者の数の割合
    - ・ 令和6年4月から令和7年3月まで
  - 利用者数：令和5年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数
  - 就労定着率：令和3年度、令和4年度及び令和5年度の利用者の総数のうち令和5年度末日において就労が継続している者の数の割合
- (例2) (略)

(二) 就労定着支援サービス費の報酬算定について

- ア 就労定着支援の提供に当たっては、利用者に対し、当該利用者に対する支援内容を記載した報告書（以下「支援レポート」という。）の提供を1月に1回以上行わなかった場合は、就労定着支援サービス費に係る所定単位数を算定することができない。また、当該利用者が雇用されている事業主や家族、関係機関等に対しても、支援期間終了後を見据え、ナチュラルサポートの構築に資する観点から、利用者本人の同意を得た上で、可能な限り、支援レポートを共有することが望ましい。なお、支援レポートの提供は原則、就労定着支援を行った月内に行うことを想定しているが、月末に支援を行った場合等、月内の提供が困難な場合については、翌月の10日までに提供を行っていただければ、算定要件を満たしているものとして差し支えない。支援レポートの様式等については、「就労定着支援の実施について」（令和3年3月30日付障障発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参考にすること。
- イ 就労定着支援サービス費は、就労定着支援事業所又は当該就労定着支援事業所を運営する同一の法人内の他の事業所（指定就労定着支援事業所以外の就労移行支援等事業所を含む。）に配置されている訪問型職場適応援助者養成研修修了者が、就労定着支援の利用者に対して支援を実施し、促進法施行規則第20条の2の2に規定する職場適応援助者助成金の申請を行う場合は、当該申請に係る援助を行った利用者に対する当該月の就労定着支援サービス費は算定することができない。就労定着支援の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準第206条の8第2項の規定による利用者との対面による支援を1月に1回以上行わなかった場合は、就労定着支援サービス費に係る所定単位数を算定することができない。
- ウ 就労定着支援は、障害者が新たに雇用された通常の事業所での就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行うものであり、自立生活援助の支援内容を包含するため、自立生活援助との併給はできない。また、就労定着支援を利用する障害者は、一般企業に6月以上就労が継続している障害者であるため、自立訓練（生活訓練）との併給はできない。

※就労系障害福祉サービスの基本報酬に係る実績の取扱いについては、近年新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いないことも可能とする通知が厚生労働省から発出されております。(令和5年3月31日事務連絡 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 令和5年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬に係る実績の取扱いについて)

令和6年度以降については未定ですので、通知等をよくご確認くださいませよう願います。

#### (5) 就労移行支援体制加算（生活介護・生活訓練・就労継続支援A型・B型）の加算要件について

就労継続支援A型・B型における支援を経て企業等に雇用されてから、連続した6ヶ月の雇用が経過した日が属する年度（前年度）における定着率で評価される加算です。定着者として報告できるのは、支給決定に基づく事業所による支援が終了し、且つ就労した企業等に連続して6ヶ月以上雇用されている者です。

#### (参考) 根拠法令等

##### H18 障発 1031001 第二の2 (6) ⑰

(一) 報酬告示第6の13の2の就労移行支援体制加算については、生活介護を経て企業等（就労継続支援A型事業所は除く。）に雇用されてから、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

なお、生活介護を経て企業等に雇用された後、生活介護の職場定着支援の努力義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月に達した者は就労定着者として取り扱う。

(二) 注中「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者である。例えば、平成29年10月1日に就職した者は、平成30年3月31日に6月に達した者となる。

例) A型（定員20人、サービス費I型）の事業所で、前年度中に就労定着者が3名だった場合には、当年度の請求で42単位×3人=126単位を加算する。

### 3 移行準備支援体制加算及び施設外支援、施設外就労

#### ★ 対象サービス…就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

施設外支援と施設外就労は混同しやすく、誤って理解されていることが多く、実地（書面）指導でも事業者の説明することの多い項目です。

就労移行支援における移行準備支援体制加算（I）は、職員が同行又は職員のみでの活動による職場実習等や求職活動等が加算対象ですが、特に**どの利用者に対するどのような求職活動・施設外支援が行われたのか明確な記録を作成**していただくようお願いいたします。また、事業者は、改めて要件を確認のうえ、不備がないかどうかの点検をお願いします。

<不適切事例のうち主なもの>

- ・ **個別支援計画への事前の位置付けがなされていなかった。**
- ・ 1週間ごとの**計画内容に対する見直しが行われていなかった。**
- ・ **施設外支援期間中の利用者の状況を記録した日報が作成されていなかった。**
- ・ 特例に該当することなく、**年間180日の上限を超えていた。**

<施設外支援の主な要件等>

施設外サービス提供時の支援職員の配置	不要。※就労移行支援における移行準備支援体制加算を算定する場合は、職員同行を要する。
報酬算定、加算算定の対象となる支援の要件	①施設外支援の内容が、運営規程に位置付けられていること ② <b>施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置づけられ、1週間ごとに当該支援計画の内容について必要な見直しが行われている</b> とともに、その支援により、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行に資すると認められること ③ <b>対象者や実習先の事業所等から、活動の状況を聴取することにより日報を作成</b> すること。 ④施設外支援の提供期間中の緊急時の対応ができること ⑤施設外支援の提供期間は、 <b>年間180日が限度となること。</b>
報酬算定対象	施設外支援利用者
本体施設利用者の増員	不可
年間180日を超えてサービス提供が可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象者が職場適応訓練を受講する場合であって、当該訓練が訓練受講者の就労支援に資すると認められる場合。（当該訓練終了日まで施設外支援延長）</li> <li>・ トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）であり、個別支援計画の見直しにおいて、延長の必要性が認められた場合。</li> </ul>

＜移行準備支援体制加算の主な要件＞

指定権者への届出	前年度に施設外支援を実施した利用者の数が、利用定員の100分の50を超えるものとして指定権者に届け出ていること
加算算定利用者数	利用定員の100分の50以下
支援を実施する職員の要否	職員の同行又は職員のみでの活動による支援
活動内容	<p>①職場実習等（施設外支援の一環）</p> <p>a 企業及び官公庁等における職場実習</p> <p>b aに係る事前面接、期間中の状況確認</p> <p>c 実習先開拓のための職場訪問、職場見学</p> <p>d その他必要な支援</p> <p>※ 同一の企業等における1回の施設外支援が1月を超えない期間であること</p> <p>②求職活動等</p> <p>a ハローワークでの求職活動</p> <p>b 地域障害者職業センターによる職業評価等</p> <p>c 障害者就業・生活支援センターへの登録等</p> <p>d その他必要な支援</p>

（参考）根拠法令等

**H19.4.2 障 障 発 0402001 ※下線部令和3年度改定部分**

- 1 （略）
- 2 報酬請求に関する事項について
  - (1) 施設外支援について
    - ① 施設外支援については、次のアからエまでの要件をいずれも満たす場合に限り、1年間（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる1年間とする。）に180日間を限度として算定する。なお、この場合の「180日間」とは、利用者が実際に利用した日数の合計数となることに留意すること。
      - ア 施設外支援の内容が、当該指定障害福祉サービス事業所等の運営規程に位置付けられていること。
      - イ 施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置付けられ、1週間ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行が認められること。このため、指定権者においては、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行に資するかどうか実地調査においてよく確認すること。
      - ウ 利用者又は実習受入事業者等から、当該施設外支援の提供期間中の利用者の状況について聞き取ることにより、日報が作成されていること。
      - エ 施設外支援の提供期間中における緊急時の対応ができること。

② 障害者トライアル雇用等

利用者がサービスを利用している事業所以外の事業所において、トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）等を活用して障害者トライアル雇用又は障害者短時間トライアル雇用（以下「障害者トライアル雇用等」という。）を実施する場合、下記の要件を満たせば、施設外支援の対象となること。ただし、障害者トライアル雇用等は、適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進することで障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とする制度であり、一部の例外を除き職業紹介時点において継続雇用する労働者（一般被保険者等であって、1年を超える期間の雇用が見込まれる者をいう。）でないことを要件としているため、就労継続支援A型事業（雇用契約有）を利用している者は、原則として障害者トライアル雇用等の対象とはならないことに留意すること。

ア ①のア、ウ、エの要件を満たすこと。

イ 施設外のサービス提供を含めた個別支援計画を3か月毎に作成（施設外サービス提供時は1週間毎）し、かつ見直しを行うことで、就労能力や工賃の向上及びトライアル雇用終了後の一般就労への移行に資すると認められること。

③ 施設外支援の特例について

（前略）下記の要件を満たす場合、当該期間を超えて提供することが可能であること。

ア （略）

イ トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）であって、個別支援計画の見直しにおいて、延長の必要性が認められた場合に限り、年間180日を超えて施設外支援が可能であること。

④ 施設外支援の留意事項

ア 同日に施設外支援及び通常の施設利用を行った場合、施設外支援の実施日として取り扱うこと。

イ トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）については、施設外支援の対象となる要件として個別支援計画の作成及び3か月毎の見直しを行うこととしているが、その取扱いについて以下のとおり行うこと。

（ア）個別支援計画の作成及び見直しにおいては、事業所、本人及び関係者が参加の上、協議を行い、必要に応じて公共職業安定所及び受入企業から意見聴取を行い、市町村が必要な内容について判断すること

（イ）個別支援計画の見直しは、都度、実施結果を把握し、延長の必要性や実施内容の見直し等を協議すること。（例：トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）の実施期間を10か月間とした場合、施設外支援開始時に10か月間全体の到達目標を踏まえた上で3か月目までの個別支援計画を作成し、3か月目にその間の実施結果を見た上で延長の必要性等について協議を行い、延長と判断した場合、個別支援計画を更新し、6か月目までのものを作成する。以降6か月目、9か月目においても同様に行う。）

（2） 企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援（以下「施設外就労」という。）について

① 施設外就労（企業内就労）については、次のアからオまでの要件をいずれ

も満たす場合に限り、算定する。

ア 施設外就労の総数については、利用定員を超えないこと。なお、事業所内での就労継続支援B型事業の延長として施設外就労を行う形態ではなく、施設外就労を基本とする形態で就労継続支援B型事業を行う場合であっても、本体施設には、管理者及びサービス管理責任者の配置が必要であること。

イ 施設外就労については、当該施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置する。事業所については、施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置すること。なお、サービス管理責任者については、施設外就労を行う者の個別支援計画の作成に係る業務も担うことから、施設外就労を行う者を含めた前年度の平均利用者数に対して配置すること。（以下略）

#### **平成18年厚労省告示523 別表第12 ※令和3年度改正部分**

##### 13 移行準備支援体制加算

注 前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の100分の50を超えるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、次の(1)又は(2)のいずれかを実施した場合に、施設外支援利用者の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 職場実習等にあつては、同一の企業及び官公庁等における1回の施設外支援が1月を超えない期間で、当該期間中に職員が同行して支援を行った場合

(2) 求職活動等にあつては、公共職業安定所、地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第1項第3号に規定する地域障害者職業センターをいう。以下同じ。）又は障害者就業・生活支援センター（同法第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）に職員が同行して支援を行った場合

#### **平成18年厚労省告示543 三十四**

三十四

##### イ 移行準備支援体制加算（I）

算定対象となる利用者が、利用定員の100分の50以下であること。

#### **H18 障発1031001 第二の3(3) ※下線部令和3年度改正部分**

##### ⑫ 移行準備支援体制加算の取扱い

報酬告示第12の13のイの移行準備支援体制加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 注の(1)中「職場実習等」とは、具体的には次のとおりであること



- ア 企業及び官公庁等における職場実習
  - イ アに係る事前面接、期間中の状況確認
  - ウ 実習先開拓のための職場訪問、職場見学
  - エ その他必要な支援
- (二) 注の(2)中「求職活動等」とは、具体的には次のとおりであること
- ア ハローワークでの求職活動
  - イ 地域障害者職業センターによる職業評価等
  - ウ 障害者就業・生活センターへの登録等
  - エ その他必要な支援
- (三) (一)又は(二)については、職員が同行又は職員のみにより活動を行った場合に算定すること。

#### **H24.8.31 平成24年度報酬改定Q&A(抄)**

問 82-2) 施設外支援の期間を180日と規定されているが、一方で、移行準備支援体制加算は、「施設外支援が1月を超えない期間であること」と規定されている。どのような違いがあるのか。

答 82-2) 前者の「180日」の規定については、施設外支援として基本報酬の算定の対象期間であり、同一の企業等でも複数の企業等でも、企業等での実習等の年間合計日数が180日を超えなければ、基本報酬が算定できるというものである。

それに対し、後者の「施設外支援が1月を超えないこと」については、移行準備体制加算の算定対象となる期間で、同一の企業等での実習等が1月を超えない場合に加算の算定対象となるというものである。

なお、職員が企業等に同行し、加算の対象となるケースとしては、例えば、2週間の企業等での実習の場合、企業等での事前の打ち合わせや、実習初日の付き添い同行、中間の確認や、実習最終日の企業側からの評価の報告・確認など、一般的には4～5日程度を想定しているが、実情に応じて異なるものである。

**施設外就労**は、運営規程、支援計画、人員など多岐にわたり詳細な要件が設けられており、**就労系サービスで最も不備の指摘が多い部分**です。

事業者は、改めて要件を確認の上、不備がないかどうかの点検をお願いします。

<不適切事例のうち主なもの>

- ・ **個別支援計画への事前の位置付けがなされていなかった。**
- ・ **事業所内における訓練目標に対する達成度の評価が行われていなかった。**
- ・ 施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる職員配置がされていなかった。
- ・ 施設外就労を行わなかった利用者的人数に対する事業所内の職員配置が報酬算定上必要とされる人数を満たしていなかった。

<施設外就労の主な要件等>

施設外サービス提供時の支援職員の配置	必要
報酬算定、加算算定対象となる支援の要件	<p>①当該施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算による）の職員を配置するとともに、事業所については、施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算による）の職員の配置をすること。 サービス管理責任者については、施設外就労を行う者を含めた前年度の平均利用者に対して配置すること。</p> <p>②施設外就労の提供が、当該施設の<b>運営規程</b>に位置付けられていること。</p> <p>③<b>施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され</b>、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。</p> <p>④緊急時の対応ができること。</p> <p>⑤施設外就労により実施する作業内容について、発注元の事業所と請負契約を締結していること。</p> <p>⑥施設外就労により就労している利用者については、<b>訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。</b></p> <p>⑦施設外就労を基本とする形態で事業を行う場合であっても、本体施設には管理者及びサービス管理責任者の配置が必要であること。</p>
本措置による報酬算定対象	<p>本体施設利用者の増員分（施設外就労利用者と同数以内） ※施設外就労の総数が利用定員を超えないこと</p>
本体施設利用者の増員	可

施設外就労は、「企業から請け負った作業を当該企業内で行う」もので、発注元の事業所へ赴いて行われる業務を想定している。

以下、①②については、施設外就労としては認められない。

①事業所が直接請け負えば事業所内作業で済むような作業を、別事業所や法人を介して契約し、契約の相手方の事業所で作業するような場合で、事業所外で作業を行うことが、工賃向上や一般就労への移行に資するものではないと考えられる場合

②発注元の事業所と請負契約として締結されていない場合

例) 発注元の事業所の仕様書などに基づき、完成された作業の内容に応じた算定業務委託料の支払がない場合、労働者派遣に近い契約（労働者1人当たりの時間給としての契約）となる場合など

#### (参考) 根拠法令等

#### **H19. 4. 2 障害発 0402001 ※下線部令和3年度改定部分**

1 (略)

2 報酬請求に関する事項について

(1) (略)

(2) 企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援（以下「施設外就労」という。）について

① 施設外就労（企業内就労）については、次のアからオまでの要件をいずれも満たす場合に限り、算定する。

ア 施設外就労の総数については、利用定員を超えないこと。なお事業所内での就労継続支援B型事業の延長として施設外就労を行う形態ではなく、施設外就労を基本とする形態で就労継続支援B型事業を行う場合であっても、本体施設には、管理者及びサービス管理責任者の配置が必要であること。

イ 施設外就労については、当該施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置する。事業所については、施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置すること。なお、サービス管理責任者については、施設外就労を行う者の個別支援計画の作成に係る業務も担うことから、施設外就労を行う者を含めた前年度の平均利用者数に対して配置すること。

ウ 施設外就労の提供が、当該指定障害福祉サービス事業所等の運営規程に位置づけられていること。

エ 施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。このため、指定権者においては、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行に資するかどうか

か実地調査においてよく確認すること。

オ 緊急時の対応ができること。

② 施設外就労により就労している者と同数の者を主たる事業所の利用者として、新たに受入れることが可能であること。

③ 報酬の適用単価については、主たる事業所の利用定員に基づく報酬単価を適用すること。

④ その他

ア 施設外就労先の企業とは、請負作業に関する契約を締結すること。なお、契約締結の際には、以下のことに留意すること。

(ア) 請負契約の中で、作業の完成についての財政上及び法律上のすべての責任は事業所を運営する法人が負うものであることが明確にされていること。

(イ) 施設外就労先から事業所を運営する法人に支払われる報酬は、完成された内容に応じて算定されるものであること。

(ウ) 施設外就労先の企業から作業に要する機械、設備等を借り入れる場合には、賃貸借契約又は使用貸借契約が締結されていること。また、施設外就労先の企業から作業に要する材料等の供給を受ける場合には、代金の支払い等の必要な事項について明確な定めを置くこと。

イ 請け負った作業についての利用者に対する必要な指導等は、施設外就労先の企業ではなく、事業所が行うこと。

(ア) 事業所は請け負った作業を施設外就労先の企業から独立して行い、利用者に対する指導等については事業所が自ら行うこと。

(イ) 事業所が請け負った作業について、利用者と施設外就労先の企業の従業員が共同で処理していないこと。

ウ 利用者と事業所との関係は、事業所の施設内で行われる作業の場合と同様であること。

エ **施設の運営規程に施設外就労について明記し、当該就労について規則を設けるとともに、対象者は事前に個別支援計画に規定すること。また、訓練目標に対する達成度の評価等を行った結果、必要と認められる場合には、施設外就労の目標その他個別支援計画の内容の見直しを行うこと。**

オ 事業所は、施設外就労に関する実績を、毎月の報酬請求に併せて提出すること。

カ 施設外就労に随行する支援員の業務

施設外就労に随行する支援員は、就労先企業等の協力を得て、以下の業務を行う。

(ア) 事業の対象となる障害者の作業程度、意向、能力等の状況把握

(イ) 施設外就労先の企業における作業の実施に向けての調整

(ウ) 作業指導等、対象者が施設外就労を行うために必要な支援

(エ) 施設外就労についてのノウハウの蓄積及び提供

(オ) 施設外就労先の企業や対象者の家族との連携  
 (カ) その他上記以外に必要な業務

キ 関係機関との連携

都道府県及び実施施設は、この事業の実施について、都道府県労働局、地域障害者職業センター、公共職業安定所、委託企業等の関係機関と連携を密にし、事業が円滑に行われるように努めるものとする。

(3) (略)

＜就労系サービスと施設外就労及び施設外支援との関係＞

	施設外就労 (要件を満たした場合、基本報酬が算定可能。また、本体施設の利用者の増員も可能)			施設外支援 (要件を満たした場合、基本報酬の算定が可能。なお、就労移行支援については、さらに要件を満たした場合、下記加算の算定が可能)		
	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型
■基本報酬	○	○	○	○	○	○
本体施設利用者増員	○	○	○	/	/	/
■加算	/	/	/	○	/	/
	/	/	/	移行準備支援体制加算	/	/
追加算定要件	/	/	/	有り	/	/

## 4 短期入所サービス費の算定基準

### ★ 対象サービス…短期入所

短期入所サービス費は、実施主体によって福祉型短期入所サービス費・医療型短期入所サービス費のいずれかに大別され、さらに県への届出の内容、利用対象者、利用した時間帯・支援の内容、利用者の障害支援区分等により、利用日毎に算定すべきサービス費が細分化されています。

なお、短期入所サービス費（Ⅰ）もしくは（Ⅱ）の算定にあたっては、日中における短期入所サービスの提供の有無が判断基準となりますが、国QAによると、「日中においても短期入所サービスの提供を行う場合に、福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定することとし、それに該当するかどうかは原則、当該短期入所における昼食の提供をもって判断することとする」とされています。下記のQAを参考にいただき、適切な請求をしてください。

### （参考）根拠法令等

#### H18 障発 1031001 第二の2(7)

④ 短期入所サービス費と他の日中活動サービスに係る介護給付費等の算定関係について

ア 福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）又は福祉型短期入所サービス費（Ⅲ）については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）又は福祉型短期入所サービス費（Ⅲ）を算定する場合には、同一日に他の日中活動サービスに係る報酬は算定できない。

イ 福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）又は福祉型短期入所サービス費（Ⅳ）については、同一日に他の日中活動サービスを利用する場合を想定して日中の時間帯を除くサービスを提供する場合に算定するものである。日中活動サービスについては、同一敷地内の日中活動はもとより、他の事業所の日中活動との組み合わせも認められるものであること。

ウ 医療型短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）及び（Ⅲ）については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価しており、医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）及び（Ⅲ）については、日中における支援に必要な費用を評価していることから、医療型短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）若しくは（Ⅲ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）若しくは（Ⅲ）を算定する場合には、同一日に他の日中活動サービスに係る報酬は算定できない。

なお、医療型短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定しながら、相互の合議による報酬の配分により指定生活介護等の他のサービスを利用することを妨げるものではない。

エ 医療型特定短期入所サービス費（Ⅳ）、（Ⅴ）及び（Ⅵ）については、同一日に

他の日中活動サービスを利用する場合を想定して日中の時間帯を除くサービスを提供する場合に算定するものである。日中活動サービスについては、同一敷地内の日中活動はもとより、他の事業所の日中活動との組み合わせも認められるものであること。

#### **H21.3.12 平成 21 年度報酬改定 Q & A (VOL. 1 問 14-1)**

問) **福祉型短期入所サービス(Ⅱ)及び(Ⅳ)は、利用の初日及び最終日に他の日中活動系サービスを利用する場合も含むのか。**含むのであれば、事業者において退所後等の他サービス利用の有無をどのように把握するのか。

答) **利用の初日及び最終日に他の日中活動系サービスを利用する場合も含める。**事業所においては、利用者のサービスの利用状況を本人又は保護者に確認するとともに、上限額管理事業所に確認するなどして、把握する必要がある。

#### **H21.4.1 平成 21 年度報酬改定 Q & A (VOL. 2 問 12-1)**

問) 平成 21 年 4 月以降については、次のような場合には、どの短期入所サービス費を算定すればよいか。

ケース① 障害者が日中他の障害福祉サービスを利用し、夕方から福祉型短期入所を利用し、翌日の早朝に帰宅する場合。

ケース② 障害児が、昼前から福祉型短期入所を利用し、翌日に朝から養護学校に通った場合。

答) **福祉型短期入所サービス費については、日中においても短期入所サービスの提供を行う場合に、福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定することとし、それに該当するかどうかは当該短期入所における昼食の提供をもって判断することとする。昼食の提供を行わない場合には、日中においてサービスを提供してないと整理して、福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定することとする。**

この考え方に立つと、

ケース① 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)を2日分算定する。

ケース② 1日目は福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)を、2日目は福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)を算定する。

#### **H21.4.30 平成 21 年度報酬改定 Q & A (VOL. 3 9-2)**

問) 福祉型短期入所サービス費について、日中においても短期入所サービスの提供を行う場合には、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価している福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定することとし、それに該当するかどうかは当該指定短期入所における昼食の提供をもって判断することとし、昼食の提供を行わない場合には、日中においてサービスを提供していないと整理して、福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定することになっているが、日中において福祉型短期入所サービスを利用した利用者に対して利用者の体調等の都合により、昼食の提供を行わ

なかった場合については、いずれのサービス費を算定することとなるのか。

答) 昼食の提供をもって (I) 若しくは (III) と (II) 若しくは (IV) の適用を判断することとしたのは、個別案件ごとに日中におけるサービス提供の有無を判断することを要しないためのメルクマールとして示したものであり、**日中におけるサービス提供の有無を明らかに判断できる材料がある場合にまで、このメルクマールによる必要はない。**

ゆえに、この場合においては、日中においても短期入所サービスの提供を行ったことが明らかであるので、サービス費 (I) 又は (III) を算定することとする。

### **H30.3.30 平成30年度報酬改定Q & A VOL. 1**

(福祉型強化短期入所)

問 54) 併設型及び空床型の短期入所で、本体施設に看護職員が配置されている場合、当該看護職員に加えて1名の看護職員を配置する必要があるのか。

答 54) 本体施設に看護職員が配置されている場合は、当該看護職員をもって福祉型強化短期入所における看護職員の配置要件を満たすものとする。

ただし、本体施設と短期入所事業所の職務が同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるもの以外である場合、本体施設における勤務時間については、短期入所での勤務時間に含むことはできないことに留意すること。

### **H30.3.30 平成30年度報酬改定Q & A VOL. 1**

(常勤看護職員等配置加算)

問 57) 福祉型強化短期入所である場合、福祉型強化短期入所サービス費を算定するために配置されている常勤の看護職員をもって、常勤看護職員等配置加算の算定要件を満たすものとするか。

答 57) 福祉型強化短期入所サービス費を算定するために配置されている常勤の看護職員をもって、常勤看護職員等配置加算の算定要件を満たすものとする。



### **H30.5.23 平成 30 年度報酬改定 Q & A VOL. 3**

(空床型の利用定員の取扱い)

問 10) 空床型において、常勤看護職員等配置加算を算定する場合の利用定員の取扱い如何。

答 10) 空床型においては、本体施設の利用定員に応じて、当該加算を算定する。

(福祉型強化短期入所及び福祉型短期入所の基本報酬の取扱い)

問 11) 福祉型強化短期入所事業所においては、医療的ケアが必要な障害児者に短期入所サービスを提供することを要件としているが、当該障害児者がいない日の請求はどのように取り扱うのか。

答 11) 福祉型強化短期入所の報酬を請求する場合、別に厚生労働大臣が定める者(※)に対して、看護職員を常勤で1人以上配置していることを要件としているが、別に厚生労働大臣が定める者(※)がいない日について、福祉型短期入所を請求することとする。また、この取扱いにおいて福祉型強化短期入所事業所が福祉型短期入所事業所として請求する場合の報酬区分については、福祉型強化短期入所事業所において請求していた報酬区分と同様とする(共生型短期入所の場合も同様)。この場合、市町村等における二次審査において、適切に支払可否を判断すること。(中略)

(※) 「厚生労働大臣が定める者」(平成18年厚生労働省告示第556号)

第556号告示別表第1

- (1) レスピレーター管理
- (2) 気管内挿管、気管切開
- (3) 鼻咽頭エアウェイ
- (4) O<sub>2</sub>吸入又は spO<sub>2</sub>90 パーセント以下の状態が 10 パーセント以上
- (5) 6 回/日以上 of 頻回の吸引
- (6) ネブライザー 6 回/日以上又は継続使用
- (7) I V H
- (8) 経管(経鼻・胃ろうを含む。)
- (9) 腸ろう・腸管栄養
- (10) 持続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時)
- (11) 継続する透析(腹膜灌流を含む)
- (12) 定期導尿 3 回/日以上
- (13) 人工肛門

## **介護給付費等に係る支決定事務（事務処理要領） 最終改正 令和3年4月**

### **第2 VII 8（3）支給量又は地域相談支援給付量の定め方**

#### **イ 短期入所**

一月当たりの利用必要日数を支給量として定める。

各月において平均的に利用が必要と認められる場合は、1年以内の支給決定の有効期間を通じて「〇〇日／月」として均一の支給量を定めることが可能であるが、月により利用必要日数が異なる場合は、各月ごとに異なる支給量を定める。また、利用が単発である場合は、必要な月のみ支給量を定めて支給決定することもできる。

長期（連続）利用日数については、30日を限度とするが、一定の期間が経過した後、再度利用することは可能である。なお、年間利用日数については、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしなければならない。

## **令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A（Vol. 1）**

問 32) 算定対象となる利用者について、「指定短期入所の利用開始時に指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員と連携し、当該相談支援専門員が作成したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画において、医療型短期入所事業所における日中活動の提供が必要とされた利用者」とされているが、利用者本人又はその家族が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）において医療型短期入所事業所における日中活動の提供が必要とされている場合は、算定対象となるのか。

答 32) 当該規定は、医療型短期入所事業所が当該事業所以外のサービス利用状況を把握し、利用者の日常生活を把握し、計画的な利用を促すために設けている。そのため、セルフプランの場合は対象とならない。

問 33) 日中活動支援計画は、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他職種の者が共同して作成することとされているが、実際の支援についてもこれら職種が行う必要があるか。

答 33) 支援については、生活支援員や児童指導員が行って差し支えない。

## 5 短期入所における短期利用加算の算定

### ★ 対象サービス…短期入所

短期利用加算は**最初に短期入所の利用を開始した日から起算して1年に30日を限度**として算定可能です。それぞれの事業所ごとに、1人の利用者につき1年に30日を限度として算定できます。なお、連続30日利用した方のみへの適用ではありません。

例) 令和元年5月1日に利用を開始した利用者の場合、令和2年4月30日までの間に30回算定可能。

### (参考) 根拠法令等

#### **H18 障発 1031001 第二の2(7)⑩**

報酬告示第7の2の短期利用加算については、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について算定を認めているが、算定日数については、1年間に通算して30日を限度として算定する。

#### **平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A (Vol. 1)**

問 55) 短期利用加算については、「1年に30日を限度として算定する」とされているが、複数の事業所で短期利用加算を算定している場合、その期間は通算されるのか。

答 55) 通算されない(それぞれの事業所ごとに、1人の利用者につき1年に30日を限度として算定可能)。

問 56) 短期利用加算については「1年に30日を限度として算定する」とされているが、「1年」はいつからいつまでの期間を指すのか。

答 56) 最初に短期利用を開始した日から起算して1年とする。

## 6 夜間支援等体制加算

### ★ 対象サービス…共同生活援助、宿泊型自立訓練

令和3年度報酬改定により、夜間支援等体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）、（Ⅵ）が新設されました。加算算定要件については次の表を参考にしてください。

なお、夜間支援等体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）、（Ⅲ）については変更ありません。

	夜間支援等体制加算（Ⅳ）	夜間支援等体制加算（Ⅴ）	夜間支援等体制加算（Ⅵ）
対象者	指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間支援等体制加算（Ⅰ）（以下「（Ⅰ）型」という。）を算定している利用者		
算定要件	以下の全てを満たす場合 ア夜間支援従事者の配置 （Ⅰ）型により配置される職員に加え、 <b>夜間及び深夜の時間帯</b> を通じて <b>夜勤</b> を行う夜間支援従事者を配置。	以下の全てを満たす場合 ア夜間支援従事者の配置 （Ⅰ）型により配置される職員に加え、 <b>夜間及び深夜の一部の時間帯に夜勤</b> を行う夜間支援従事者を配置。	以下の全てを満たす場合 ア夜間支援従事者の配置 （Ⅰ）型により配置される職員に加え、 <b>夜間及び深夜の時間帯</b> を通じて <b>宿直</b> を行う夜間支援従事者を配置。
	<p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わず、夜間支援を委託された者も可。 （Ⅳ）（Ⅴ）については、少なくとも1晩につき1回以上は対象利用者が居住する住居を巡回し、<u>必要な介護等を行うこと。</u> （Ⅵ）については、少なくとも1晩につき1回以上は対象利用者が居住する住居を巡回し、<u>定時的な居室の巡回や電話の收受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うこと。</u></p>		
	<p>ウ 加算の算定方法 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者数は、現に入居している利用者の数ではなく、当該年度の前年度の平均を用いる。（新設等の場合は定員の90%を利用者数とする定めあり（参考：H18.10.31障発第1031001 第2の1（5））</p>		

※表中の算定要件は抜粋となります。詳細の算定要件については、留意事項通知等をご確認ください。

### 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A (Vol. 1)

問 42) グループホームの夜間支援等体制加算 (IV) ~ (VI) について、以下の利用者は算定することは可能か。

- ①夜間支援等体制加算 (I) による夜勤職員が2人以上いる共同生活住居の利用者
- ②夜間支援等体制加算 (I) による夜勤職員が常駐ではなく、巡回により一部の時間帯だけ配置される共同生活住居の利用者

答 42) ①及び②いずれも算定できない。

問 43) 1つの共同生活住居の中で利用者ごとに異なる夜間支援等体制加算 (IV) ~ (VI) を算定することは可能か。

答 43) 算定できない。

問 44) 1つの事業所において、複数の夜間支援等体制加算 (IV) ~ (VI) を算定することは可能か。

答 44) 例えば、以下の場合に複数の夜間支援等体制加算 (IV) ~ (VI) を算定することが可能である。なお、夜間支援等体制加算 (IV) ~ (VI) による夜勤職員又は宿直職員が実際に巡回により支援を行う共同生活住居の利用者に対して、それぞれの加算を算定すること。

[例] 事業所の利用者数 50 名 (住居① 5 名、住居② 5 名、住居③ 5 名、住居④ 6 名、住居⑤ 6 名、住居⑥ 6 名、住居⑦ 7 名、住居⑧ 10 名) の場合

※①~⑧の住居全てに夜間支援等体制加算 (I) による夜勤職員が1名常駐

※夜間支援等体制加算 (IV) ~ (VI) それぞれ別の職員 (計3名) を配置

- ・夜間支援等体制加算 (IV) による夜勤職員が①~③を巡回により支援  
→①から③の住居の利用者に夜間支援等体制加算 (IV) を算定
- ・夜間支援等体制加算 (V) による夜勤職員が④~⑥を巡回により支援  
→④から⑥の住居の利用者に夜間支援等体制加算 (V) を算定
- ・夜間支援等体制加算 (VI) による宿直職員が⑦、⑧を巡回により支援  
→⑦、⑧の住居の利用者に夜間支援等体制加算 (VI) を算定

問 46) 夜間支援等体制加算 (IV) ~ (VI) の夜間支援対象利用者の数については、どのように算定するのか。

答 46) 夜間支援等体制加算 (IV) ~ (VI) の単価に係る夜間支援対象利用者の数については、対象となる住居に係る夜間支援等体制加算 (I) の夜間支援対象利用者の数を合計した数とすること。

(例) 住居①~③の利用者を対象に夜間支援等体制加算 (IV) による夜勤職員1名、住居④~⑥の利用者を対象に夜間支援等体制加算 (V) による夜勤職員1名を配置する場合

	共同生活住居の前年度の平均利用者数	夜間支援等体制加算（Ⅰ）の夜間支援対象利用者の数（前年度の平均利用者数の小数点第1位を四捨五入）	夜間支援等体制加算（Ⅳ）・（Ⅴ）の夜間支援対象利用者の数
住居①	5.6人	6人	夜間支援等体制加算（Ⅳ）18人（住居①6人＋住居②5人＋住居③7人）
住居②	5.0人	5人	
住居③	6.6人	7人	
住居④	4.3人	4人	夜間支援等体制加算（Ⅴ）16人（住居④4人＋住居⑤6人＋住居⑥6人）
住居⑤	6.2人	6人	
住居⑥	6.3人	6人	

問 47) 夜間支援等体制加算（Ⅴ）は、追加で配置する夜勤職員が夜間及び深夜の一部の時間帯のみ体制を確保する場合に算定可能であるが、具体的にどのような場合が想定されるか。

答 47) 例えば、夜間の一部の時間帯において手厚い支援体制が必要となる利用者を支援する場合のほか、夜間支援等体制加算（Ⅰ）による常駐の夜勤職員の適切な休憩時間を確保するため、休憩時間の代替要員として配置する場合等が考えられる。なお、休憩時間の代替要員として配置する場合については、交代時に適切な引継ぎを行うことにより、利用者の夜間の支援に支障が生じることがないように留意すること。

### 【夜間支援等体制加算における留意事項について】

当加算は夜間及び深夜の時間帯において支援が実施された場合に算定できるものです。利用者が昼間に帰省（外泊）し、夜間不在となったものの、帰省（外泊）初日についても深夜～未明の時間帯は支援しているとの理由から本加算を算定しているケースがありました。外泊初日の深夜～未明は前日の分であるため算定できません。

留意事項通知でも、午後10時から翌日の午前5時までは最低限含むとしているので、夜間から未明を通して支援を行った場合に算定してください。

外泊時の算定可否については、次のとおりです。

区分	本体報酬	夜間支援体制加算
外泊日（外泊初日）	可	不可
外泊日（中日）	不可	不可
外泊日（GH帰居日）	可	可

(留意事項)

夜間支援等体制加算算定における夜間支援従事者の配置については、共同生活援助（又は宿泊型自立訓練）の併設事業所又は空床利用型事業所として短期入所の事業を実施する場合は、短期入所事業の従業者と兼務できます。（短期入所（単独型）の従事者とは兼務できません。）

- ・ 日中サービス支援型共同生活援助事業所においては、夜間支援等体制加算は算定できません。
- ・ **I型（夜勤職員を配置）の場合**には、個々の利用者毎に夜間支援の内容について**個別支援計画に位置づける**必要があります。

(参考) 根拠法令等

**平成26年度障害福祉サービス等制度改正に関するQ&A（平成26年4月9日）**

問21) 夜間支援等体制加算について、利用者が昼間に実家へ帰省し、夜間不在の場合も算定できるか。

答21) 夜間及び深夜の時間帯において、**利用者の不在により、夜間及び深夜の時間帯における支援が実施されていない場合には、夜間支援等体制加算は算定できない。**

(H18.11.13 介護給付費等の算定に関するQ&A VOL.1 問11 一部改正)

**平成26年度障害福祉サービス等制度改正に関するQ&A（平成26年4月9日）**

問22) グループホームの空床を利用して短期入所事業を実施する場合、グループホームの夜間支援従事者を短期入所事業の夜勤職員が兼務しても差し支えないか。

答22) 差し支えない。夜間支援等体制加算（I）及び夜間支援等体制加算（II）の算定要件として専従の夜間支援従事者の配置を求めているところであるが、**グループホームの併設事業所又は空床利用型事業所として短期入所の事業を実施する場合に限って、短期入所事業の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。**

なお、その場合の1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、短期入所の利用者をグループホームの利用者とみなした上で、留意事項通知に定める数（\*）を上限とする。

\*1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数の上限・複数の共同生活住居（5か所まで（サテライト型住居の数は本体住居と併せて1か所とする。）に限る。）における夜間支援を行う場合→20人

・ 1か所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合→30人

(平24.8.31 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A問67・一部改正)

**平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A (VOL. 1) (平成 27 年 3 月 31 日)**

問30) ① 1 つの共同生活住居の中で利用者ごとに異なる加算 (加算 (I) ~ (III)) を別々に算定することは可能か。

② また、1 つの共同生活住居において、1 月に加算 (I) ~ (III) のいずれかしか算定できないのか。1 月の中でも日ごとに異なる夜間支援体制を確保するのであれば、日単位で加算 (I) ~ (III) をそれぞれ算定することは可能か。

答30) ① については算定できない。② については、**日単位で加算 (I) ~ (III) をそれぞれ算定することが可能**である。

**平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A (VOL. 1) (平成 27 年 3 月 31 日)**

問31) 1 つの事業所において、同一日に加算 (I) 又は加算 (II) を算定している共同生活住居がある場合、別の共同生活住居で加算 (III) を算定することは可能か。

答31) 可能である。

**H27.8.5 厚生労働省照会結果**

**(項目) グループホームで実施する短期入所の単独型加算について**

質問	回答
<p>グループホームで実施する短期入所 (空床型、併設型、単独型) の場合の人員配置の考え方は？</p> <p>(1) ① 共同生活援助サービス提供する時間帯 (利用者数に応じた常勤換算人員配置)、② 短期入所を提供する時間帯 (6 人に 1 人の人員配置) の両方で人員配置を行う必要がある。</p> <p>この場合、夜間時間帯 (例として、22:00~翌朝 5:00 に設定) については、上記①、②のいずれに含まれると考えるべきか？</p> <p>また、空床型、併設型、単独型の違いにより、取扱いに異なる点はあるか？</p>	<p>(1) 夜間時間帯 (例として、22:00~翌朝 5:00 に設定) については、② 短期入所を提供する時間帯 (6 人に 1 人の人員配置) に含まれる。</p> <p>取り扱いの相違として、空床型、併設型については、共同生活援助事業所で配置する夜間人員が、短期入所の人員と兼務できるが、<b>単独型については兼務できない</b>ところが異なる。(夜間人員は、夜勤、宿直の別を問わない。)</p>
<p>(2) 仮に、上記で夜間時間帯 (22:00~翌朝 5:00) が②に含まれるとした場合、グループホーム (定員 6 名) (短期入所 1 名) があつた場合で、グループホームで夜間支援体制加算 (II 型=宿直体制) を算定している事業所があつた場合、夜間時間帯 (22:00~翌朝 5:00) の人員配置</p>	<p>(2) お見込みのとおり。</p>



<p>において、空床型、併設型、単独型の場合では次のような考え方でよいか？</p> <p>① 空床型の場合…グループホーム（定員6名）の枠内で短期入所を受け入れすることから、短期入所の夜間時間帯（22:00～翌朝5:00）においては、短期入所利用者6人に1人の人員配置であるので、グループホームに1名配置する宿直者（夜間支援対象者数6名）が兼務可であるので、1名配置で可。</p> <p>② 併設型の場合…グループホーム（定員6名）に加え、短期入所1名を受け入れすることから、短期入所の夜間時間帯（22:00～翌朝5:00）においては、短期入所利用者6人に1人の人員配置であるので、グループホームに1名配置する宿直者（夜間支援対象者数6名）が兼務可であるので、1名配置で可。</p> <p>③ 単独型の場合…グループホーム（定員6名）に加え、短期入所1名を受け入れすることから、短期入所の夜間時間帯（22:00～翌朝5:00）においては、2名配置が必要。（グループホームに1名配置する宿直者（夜間支援対象者数6名）では兼務不可。短期入所に配置する宿直者が1名は必要で、宿直者を2名とするなどの方法が必要。）</p>	
---	--

**（参考）根拠法令等**

夜間支援等体制加算の算定要件については、宿泊型自立訓練、共同生活援助とはおおむね同じ要件です。

<p style="text-align: center;"><b>宿泊型自立訓練</b></p> <p><b>H18.10.31 障発 1031001 第二の3(2)</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>共同生活援助</b></p> <p><b>H18.10.31 障発 1031001 第二の3(8)</b></p>
<p>㉓ 夜間支援等体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第11の9のイの夜間支援等体制加算(I)については、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯(指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで(午後10時から翌日の午前5時までの間は最低限含むものとする</p>	<p>⑧ 夜間支援等体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第15の1の5のイの夜間支援等体制加算(I)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯(指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで(午後10時から翌日の午</p>

る。)を基本として、設定するものとする。以下この③において同じ。)を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。

#### ア 夜間支援従事者の配置

(ア) 夜間支援従事者は、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に配置される必要があること。(以下略)

#### イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態

(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。(中略)なお、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所における適切な夜間支援体制を確保する観点から、**指定障害者支援施設や病院、指定共同生活援助事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならない。**ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあつては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。

(イ) 夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。

(ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行うこととし、夜間支援の内容については、個々の利

前5時までの間は最低限含むものとする。)を基本として、設定するものとする。以下この⑧において同じ。)を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であつて、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。

#### ア 夜間支援従事者の配置

(ア) 夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居(サテライト型住居を除く。)に配置される必要があること。(以下略)

#### イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態

(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。(中略)なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、**指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならず、**(中略)指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあつては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。

(イ) 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。(以下略)

(ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行うこととし、夜間支援の内容については、個々の利用者ごとに共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置

<p>用者ごとに自立訓練（生活訓練）計画に位置付ける必要があること。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において指定宿泊型自立訓練を利用している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に指定宿泊型自立訓練を利用している利用者数ではなく、第二の1の(5)の規定（※別記参照）を準用して算定するものとする。（以下略）</p>	<p>付ける必要があること。（以下略）</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、第二の1の(5)の規定（※別記参照）を準用して算定するものとする。（以下略）</p>
<p>(二) 報酬告示第11の9のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)については、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。（以下略）</p>	<p>(二) 報酬告示第15の1の5のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。（以下略）</p>
<p>(三) 報酬告示第11の9のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)については、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しているものとして都道府県知事が認める場合に算定するものである（以下略）。</p>	<p>(三) 報酬告示第15の1の5のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しているものとして都道府県知事が認める場合に算定するものである（以下略）。</p>

(※別記)

第二の1の(5) 加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について

① 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の**前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)**の平均を用いる(ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による)。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

また、療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練又は共同生活援助に係る平均利用者数の算定に当たっては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。

② 新設、増改築等の場合の利用者数について

(一) 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者数は、新設又は増改築等の時点から6月未満の間は、便宜上、定員の90%を利用者数とし、新設又は増改築の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6月間の開所日数で除して得た数とし、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を1年間の開所日数で除して得た数とする。(以下略)

## 7 重度障害者支援加算

### ★ 対象サービス…施設入所支援、生活介護

重度障害者の行動障害の軽減を目的として、各種支援・指導・訓練を行うなど、重度障害者に対する手厚い支援体制がとられている場合に算定する加算です。重度障害者支援加算（Ⅰ）を算定している指定障害者支援施設等において、重度障害者支援加算（Ⅱ）は算定できません。

また、令和3年度報酬改定により、生活介護における重度障害者支援加算（Ⅰ）が新設され、生活介護及び施設入所における重度障害者支援加算（Ⅱ）の単位数が変更となりました。

#### <施設入所支援 重度障害者支援加算（Ⅰ）の主な要件等>

	算 定 要 件
28 単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>注1 医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者又は注2これに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の20以上。</u></li> <li>注1：医師意見書における特別な医療に係る項目（当分の間、「褥瘡の処置」及び「疼痛の看護」を含める取扱いとする。）中、いずれか1つ以上に該当する者</li> <li>注2：経管栄養（腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養に限る。）を必要とする者とする。</li> <li>・ 指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で看護職員又は生活支援員を1人以上配置している。</li> </ul>
+22 単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度障害者支援加算（Ⅰ）が算定されている指定障害者支援施設等であって、区分6に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用しているものとして県に届け出た事業所において、指定施設入所支援等を行った場合に更に加算。</li> </ul>

※指定障害者支援施設等ごと（サービス提供単位を複数設置している場合にあっては当該サービス提供単位ごと）に生活介護に係る全ての利用者について加算となります。

<生活介護 重度障害者支援加算Ⅰの主な要件等>

	算 定 要 件
50 単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人員配置体制加算（Ⅰ）及び常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）を算定しており、当該加算の要件となる人員配置を超えて、常勤換算方法で生活支援員又は看護職員を配置すること。</li> <li>・ <u>2人以上の重症心身障害者に対し、支援を行うこと。</u></li> </ul> <p>※生活介護に係る全ての利用者について加算</p>

**令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A (Vol. 4)**

問3) 事業者は、利用者が重症心身障害者であるかどのように確認するのか

答3) 受給者証で確認する。なお、受給者証で確認できない場合は、事業者が市町村に確認をとること。

**平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A (VOL.3) (平成30年5月23日)**

問22 対象となる従業者には常勤の要件はないか。

(答) 施設として配置し、支援する日にいけばよい。 **※不在の日には算定不可**

＜重度障害者支援加算（Ⅱ）の主な要件等＞ ※施設入所支援（生活介護も同様）

	算 定 要 件
7 単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 強度行動障害を有する者が 1 人以上利用していること。</li> <li>・ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者（以下「実践研修修了者」という。）により支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ支援計画シート等を作成していること。</li> </ul> ※体制の評価として加算
+180 単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定障害者支援施設基準に規定する人員と生活介護の人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合であること。（基礎研修修了者 <b>1 人の配置につき利用者 5 人まで算定できる</b>こととし、適切な支援を行うため、施設入所支援の従事者として <b>4 時間程度は従事</b>すること。）</li> </ul> ※当該利用者について個別の評価として加算
+500 単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内</b>の期間について、強度行動障害を有する者に対して、施設入所支援の提供を行った場合にさらに 1 日単位で 500 単位を加算することができる。</li> </ul>

※平成 27 年 3 月 31 日において、変更前の重度障害者支援加算（Ⅱ）の算定を受けている障害者支援施設については、強度行動障害支援者養成研修（実践・基礎）の受講予定者を修了者の配置と扱う経過措置がありましたが、**平成 31 年 3 月 31 日をもって終了しました**のでご留意ください。

（参考）根拠法令等

<p><b>施設入所支援</b>  <b>H18.10.31 障発 1031001 第二の 2 (9)</b></p>
<p>⑤ 重度障害者支援加算の取扱い            （中略）            （二） 報酬告示第 9 の 3 の口の重度障害者支援加算（Ⅱ）については、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者（以下「実践研修修了者」という。）により支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ支援計画シート等を作成している場合に体制の評価として加算を算定する。ただし強度行動障害を有する者が入所していない場合は算定しない。</p> <p>さらに、利用者に対する支援が 1 日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員と生活介護の人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づ</p>

**き、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合に、当該利用者について個別の評価として加算を行う。**

体制の評価については、サービス管理責任者等の指定基準上配置すべき従業者が実践研修を修了し、支援計画シート等の作成を行う場合も対象とする。なお、支援計画シート等については、対象となる利用者に対して関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、1日の活動の支援に係る支援計画シート等の作成が適切に行われるよう留意すること。

**個別の支援の評価については、基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、施設入所支援の従事者として4時間程度は従事する必要があることに留意すること。**なお、報酬告示第9の3の注3中「別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者」とは、第543号告示第22号の規定により準用する第4号の規定により、認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が10点以上に該当する者をいうものである。

(三) 重度障害者支援加算(Ⅱ)については、**当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内**の期間について、強度行動障害を有する者に対して、施設入所支援の提供を行った場合にさらに500単位を加算することができることとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、入所の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。

(四) 重度障害者支援加算(Ⅰ)を算定している指定障害者支援施設等において、重度障害者支援加算(Ⅱ)は算定できないものであること。また、重度障害者支援加算(Ⅱ)は、行動障害の軽減を目的として各種の支援・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないことに留意すること。

### **令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A (Vol. 1)**

問28) 生活介護における現行の重度障害者支援加算又は施設入所支援における重度障害者支援加算(Ⅱ)について、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間に算定される700単位の取扱いが、180日以内の期間について500単位を加算する取扱いとなったが、令和3年4月以前に加算の算定をしていた利用者については、どのように取り扱うのか。

答28) 令和3年4月以前に、加算の算定を開始した日から起算して90日を経過している場合(令和3年3月31日が90日目となる場合を含む。)は、加算を算定できない。一方、90日を経過していない場合は、(180日ー加算の算定日数)の期間について、加算を算定可能である。

問29) 「指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は算定しない。」とされているが、障害者支援施設においては、生活介護を通所のみで利用している者についてだけ当該加算が算定可能ということか。たとえば、生活介護を通所のみで利用している者に「強度行動障害を有する者」がおり、生活介護及び施設入



所支援を利用している者の中に「強度行動障害を有する者」がいない場合、重度障害者支援加算（Ⅱ）の体制にかかる加算（7単位）は生活介護を通所のみで利用している利用者のみで算定し、施設入所で生活介護を利用しているものには算定しないと考えるよいか。

答 29) 障害者支援施設が当該加算を算定する場合、

- ・ 生活介護を通所で利用している者については生活介護
- ・ 障害者支援施設に入所している者については施設入所支援においてそれぞれ算定することとなる。したがって、貴見のとおり。

#### 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A (Vol. 4)

問2) 基礎研修修了者である職員が、生活介護で4時間従事した後、引き続き施設入所支援で4時間従事した場合、当該職員1人で障害者支援施設が実施する生活介護に通所して利用する利用者5人、施設入所支援で対象となる入所者5人の合計10人について、それぞれ180単位の個別加算を算定することは可能か。

答2) 可能である。

#### 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A (Vol. 1)

問18) 強度行動障害支援者養成研修（実践研修・基礎研修）修了者の配置と、指定基準上配置すべき職員との関係如何。

答18) 体制の評価として配置すべき実践研修修了者については、サービス管理責任者が実践研修を修了し適切な支援計画シート等の作成を行う場合、指定基準上配置すべき職員に加えて配置する必要はない。

なお、この場合、サービス管理責任者の本来業務として、個別支援計画作成の一環として行うことになるので、常勤専従義務に反するものではないこと。

一方、**個別の支援の評価として配置すべき基礎研修修了者については、指定基準及び生活介護の人員配置体制加算により配置される人員に加えて1日4時間程度配置する必要があり、その時間については、指定基準上配置すべき職員の常勤換算上の勤務時間等に含むことは出来ない。**

また、必ずしも夜勤職員を配置する必要はなく、**夕方や朝方等に支援を行うことで足りること。**

なお、視覚・聴覚言語障害者支援加算等、職員の追加配置を評価する他の加算により配置された職員についても同様であること。

#### 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A (Vol. 2)

問35) 重度障害者支援加算（Ⅱ）の要件として、①基礎研修修了者1人につき、強度行動障害の者5人まで算定できる。②基礎研修修了者の配置については4時間程度配置する。とあるが、具体的な取扱い如何。

答35) 「厚生労働大臣が定める施設基準」にあるとおり、**人員基準及び人員配置体制加算により求められる人員に加えて、従事者を少なくとも1名追加で配置することが必要**となる。

なお、強度行動障害の者5人につき基礎研修修了者1人を配置することとしているが、この場合に必要となる基礎研修修了者の人数の算出に当たっては、**追加で配置された従事者に限らず、人員基準及び人員配置体制加算により求められる人員を合わせた数により算出する**。例えば、強度行動障害の利用者が15人の場合、3人の基礎研修修了者が必要となるが、必ずしもこの3人すべてを追加で配置する必要はなく、1人を追加で配置することで要件を満たすこととなる。

また、基礎研修修了者については、1日4時間程度従事することを求めているところであるが、**追加で配置された1人の従事者を除き、人員基準及び人員配置体制加算により求められる常勤換算の時間数を含めて4時間以上従事していればよいこと**として差し支えない。

従って、**本加算を算定するためには、従事者1名以上を4時間分追加配置することが必要**となる。

**重度障害者支援加算(Ⅱ)の算定要件について(平成28年2月19日付け県内関係事業所あて事務連絡) ※令和3年度報酬改定による単位数修正**

1 施設入所支援における重度障害者支援加算(Ⅱ)の取扱い

① 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成27年3月31日)問18で「個別の支援の評価として配置すべき基礎研修修了者については、指定基準及び生活介護の人員配置体制加算により配置される人員に加えて1日4時間程度配置する必要があり、その時間については、指定基準上配置すべき職員の常勤換算上の勤務時間等を含むことは出来ない。また、必ずしも夜勤職員を配置する必要はなく、夕方や朝方等に支援を行うことで足りる」とされている。

この個別の支援の評価として配置すべき基礎研修修了者について、継続した支援を行うため1人4時間の配置が必要となる。早番勤務(A)、遅番勤務(B)がそれぞれ2時間程度勤務した場合など、時間を分けて2人で2時間ずつ配置しても要件を満たしたことはない。

② 上記に関連して、土・日などで、生活介護などの日中系サービスの提供が行われない日については、人員に加えて1日4時間程度配置する者については、日勤(4時間以上の勤務)でもよい。

③ 個別支援を行った場合では1日につき180単位を加算できるが、この加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、施設入所支援の提供を行った場合にさらに500単位~~700単位~~を加算することができる。

この場合、平成27年3月までに入所していた強度行動障害者(従来の加算(Ⅱ)の算定はない者)について、平成27年4月当初には基礎研修修了者の配置ができなかったため、加算算定していなかった場合、平成27年度の中途からでも、基礎研修修了者の配置

ができた場合においては、当該入所者の障害程度に変化がない場合であっても、同加算（180単位+500単位~~700単位~~）は算定できる。（入所の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものとされるが、必ずしも入所時初期でなくとも180日間~~90日間~~は加算できる。）

- ④ 基礎研修修了者の配置人数の関係で、施設入所者の強度行動障害者全員の加算ができない場合は、いずれの入所者を選択するかは施設の判断でできる。

（配置人数の関係で、全員の加算ができない場合、加算（180単位+500単位~~700単位~~）は、入所者を任意で選択し、順番で加算対象とできる。また、月単位ではなく、日ごとに加算対象入所者を変えることもできる。）

- ⑤ 重度障害者支援加算（Ⅱ）の算定対象職員として配置された夜勤職員（基礎研修修了者）が、同時に夜勤職員配置体制加算の算定対象職員となることは可。

夜間配置職員としての人員に加えて1人4時間以上の職員を配置していれば算定可能である。

（ex. もともと夜勤者3名で夜勤職員配置体制加算を算定している事業所の場合、そこに1人4時間程度の加配をすれば、もともといた夜勤者3名についても個別に4時間程度支援をすればそれぞれ個別加算の算定が可能。）

## 2 支援計画シート

- 実践研修修了者の作成する支援計画シートについては、「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」（平成26年3月31日障障発0331第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）参考1、2を参考にしてください。

## H27.9.29 厚生労働省照会結果

### （項目）重度障害者支援加算（Ⅱ）について

質問	回答
<p>平成27年4月報酬改定に係る施設入所支援における重度障害者支援加算（Ⅱ）について、次のような考え方で正しいか。</p> <p>1 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置に係る加算（7単位）において、留意事項通知において、「実践研修修了者」の中に行動援護従業者養成研修修了者も含まれることとされている。施設基準（告示551号）においては、別表第8に定める内容以上の研修修了者とされており、平成26年度以前の行動援護従業者養成研修については居宅介護従事者基準別表第8の内容と一部が相違しているが、平成26年度以前の行動援護従業者養成研修修了者も「実践研修修了者」として扱って差し支えない。</p>	<p>1、2</p> <p>お見込みのとおり。平成27年3月6日の主管課長会議において、「行動援護従事者養成研修カリキュラムを見直すことに伴い、改めて研修を受講する必要はない。」という取扱いを示している。</p>

<p>2 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の配置に係る加算（180単位）において、「基礎研修修了者」（留意事項通知第二の2（7）6〔短期入所〕により、「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者若しくは重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者」）1人の配置につき利用者5人まで算定が可能であるが、平成27年度以降の行動援護従業者養成研修修了者については居宅介護従事者基準別表第5に定める内容以上の研修を修了しているので当然、「基礎研修修了者」として当該加算に係る配置の対象とできるが、平成26年度以前の行動援護従業者養成研修修了者についても同等のものとして、当該加算に係る配置の対象とできる。</p> <p>3 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配（基本の人員配置又は人員配置体制加算の要件となる人員配置に対する4時間程度の従事）について、例えば、利用者40人の施設で基礎研修修了者である生活支援員1人が夜勤を行って強度行動障害者5人に支援を行った場合、他に夜勤者がいなくても基本の人員配置又は人員配置体制加算の要件となる人員配置の常勤換算数に加えて4時間程度の配置の要件を満たしていれば、該当日において当該加算を算定してよい。（＝指定基準の人員配置のうち施設入所支援の夜勤人員に加配することまで求めず、昼間実施サービスと施設入所支援を合わせた常勤換算数への加配のみで考えればよい。）</p>	<p>3 不可。夜勤職員に加えて1人4時間程度の人員を配置する必要がある。人員基準と、人員配置体制加算だけを留意事項通知上記載しているのは、改正前までは、これらの人員に追加する必要がなかったため、敢えて特出して記載している。</p>
--	--

<p><b>平成30年4月 厚生労働省電話照会事項（重度障害者支援加算の併給について）</b></p>	
<p>質問</p>	<p>障害者支援施設Aに入所中の利用者が、日中は施設外の生活介護事業所Bを利用している。この場合に、人員配置・研修修了・計画策定等の諸要件を満たしていれば、AとBの両方で重度障害者支援加算を算定することが可能か？いずれか一方の加算の一部若しくは全てが算定できないか？AとBの経営主体が同じ場合と違う場合で取り扱いに差があるか？</p>
<p>回答</p>	<p>算定可（留意事項通知に記載があるとおおり、障害者支援施設が行う日中サービスとしての生活介護においては算定できないが、施設外の事業所で生活介護サービスを受ける場合には、制約はない。）</p> <p>※障害者支援施設が日中サービスとして実施する生活介護の利用者には、施設入所支援の対象ではない「通所者」も含めて、重度障害者支援加算は算定できない。</p>

(参考1)

支援計画シート(例)氏名(高崎のぞむ)支援計画者(〇〇〇〇)			
インテーク (情報の収集・整理)	アセスメント (評価)		プランニング (支援計画)
情報 (見たこと、聴いたこと、資料などから)	理解・解釈・仮説 (わかったこと、推測したこと)	支援課題 (支援の必要なこと)	対応・方針 (やろうと思うこと)
<p>・26歳男性自閉症重度知的障害</p> <p>・身長172センチ体重105キロ</p> <p>・高等部卒業後8年間で45キロ体重増加</p> <p>・高血圧(100 - 160)</p> <p>・14歳の時に近所のコンビニで2歳の子を突き飛ばし怪我をさせている</p> <p>・その後学校や施設の外出中に幼児の方に向かっていく場面を数回制止している</p> <p>・子どもの泣き声はテレビから聞こえても不機嫌</p> <p>・外出は、施設の送迎と父親がドライブに連れていく以外に外出経験なし</p> <p>・DVDカセットのセット作業や洗濯ばさみの袋詰作業など、単純な工程の仕事が可能</p> <p>・書類やチラシの封入等、手先の巧緻性が求められる作業は手順の学習は可能だが製品としての完成は難しい</p> <p>・個別化された作業環境だと、一度に20分から日によっては1時間近く継続して作業に取り組むことが可能</p> <p>・休憩時間は他の利用者や職員の動きが見える環境だと落ち着かなくなるため、静養室のソファで横になっていることが多い</p> <p>・静養室での活動は特になく、長時間休憩が続くと不穏状態になり、頻りに静養室を出入りし、床を強く叩きはじめる</p> <p>・写真を使った指示で活動がいくつか理解できている</p> <p>・ときどき笑顔を見せ、支援員に近寄ってくることもあるが、しばらくしてから混乱状態になる場合もある</p> <p>・入浴や歯磨(うがい)きが1時間以上たっても終わらないことが多々見られる</p>	<p>生物的事象 (疾患や障害、気質など)</p> <p>・中学生から強度行動障害の状態が続いている重度の知的障害のある自閉症</p> <p>・生活習慣病の対策が必要</p> <p>・健康・衛生に配慮した詳細な援助は行いづらい</p> <p>・とっさに乳幼児を突き飛ばすリスクあり</p> <p>・女性や子どもの甲高い声は嫌い</p> <p>・混乱し興奮すると数時間単位で不穏状態が続く、場合によっては周囲の人が怪我をするリスクあり</p>	<p>① ダイエットと生活習慣病予防</p> <p>② 支援付きの外出手段の確保</p>	<p>・昼食に満腹感を与える低カロリーメニュー</p> <p>・日中活動に毎日散歩の時間を組み入れる(時間や歩行距離は計画的に増やす)</p> <p>・休憩時間に個別に深呼吸の練習</p> <p>叫目談支援事業と行動援護利用の調整(早急のサービス開始に向けて)</p> <p>・行動援護事業所と具体的な支援方法の確認(支援員が複数回同行予定)</p>
	<p>心理的事象 (不安、葛藤、希望、感情など)</p> <p>・一人で行う作業や自立課題は20分程度集中して取り組む</p> <p>・とっさに何らかの慣れ親しんだ行動を取ろうとする時に静止すると混乱することが多い(大声・床を叩く・頭突き等に表れる)</p> <p>・周囲の人のとっさの動きに反応し混乱することがある</p> <p>・刺激が少ない場所で、一人でいることを好むが、30分以上続くと混乱することがある</p> <p>・笑顔や人とのかかわりを求める行動がかならずしも快適な状況の表現とは限らない</p> <p>・歯磨きや入浴といった活動の終了が理解できない</p>		
	<p>社会的な事象 (家庭、施設・学校、地域資源など)</p> <p>・両親は愛情をもって接しているが、今後も長期間この生活を続けることの困難さを感じている</p> <p>・家庭以外での外泊経験は15年以上経験していない</p>		

(参考2)

支援手順書兼記録用紙 (例)

利用者名	高崎のぞむ	サービス提供日	2013年10月24日(木)			作成者名	赤城あきら
事業所名①	生活介護事業所あじさい	サービス名	生活介護	時間	9:30-15:00	提供者名	榛名陽子
事業所名②		サービス名		時間		提供者名	
事業所名③		サービス名		時間		提供者名	

時間	活動	サービス手順	チェック	様子
9:30-	来所	【スケジュール1:朝の準備】 静養室(スケジュール)→静養室(着替え)→ 静養室(休憩)→アラーム(9:50)→作業室		
10:00-	班別活動	【スケジュール2:DVD組み立て×2回】 作業室(作業15分)→静養室(休憩10分)→アラーム →トイレ→静養室(スケジュール)→作業室(作業15分)		
10:45-	お茶休憩	【スケジュール3:お茶休憩】 作業室→静養室(スケジュール)→手洗い→ 静養室(お茶休憩)→アラーム→作業室		
11:00-	班別活動	【スケジュール4:DVD組み立て×2回】 作業室(作業15分)→静養室(休憩10分)→アラーム →トイレ→静養室(スケジュール)→作業室(作業15分) →静養室		
11:45-	昼食 昼休み	【スケジュール5:昼食】 静養室(スケジュール)→手洗い→静養室(スケジュール) →食堂(昼食)→静養室(休憩)		
12:45-	散歩	【スケジュール6:散歩】 アラーム(12:45)→トイレ→静養室(スケジュール) →玄関(靴の履き替え)→公園→玄関(靴の履き替え) →静養室(スケジュール)→手洗い→静養室(休憩)		
13:30-	自立課題	【スケジュール7:自立課題×2回】 アラーム(13:30)→作業室(自立課題15分) →静養室(休憩15分)→アラーム→作業室(自立課題15分) →静養室(休憩20分)		
	帰り			

【連絡事項】

- 活動の切り替えは静養室で行います。原則として活動ごとにスケジュールを確認します。
- 静養室での休憩の終わりはアラームで知らせます。
- 熊谷さんと動線が重ならないように注意してください(特に朝、休憩時間)
- 自立課題終了後、帰りの準備をするまでに20分間の休憩が入ります。

【問い合わせ事項】

## 8 食事提供体制加算

★ 対象サービス…生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、

事業所の責任において、食事提供体制を整えているものとして、県へ届け出た事業所において、加算対象者（受給者証：食事提供体制加算「あり」の場合）に食事提供を行った場合に算定します。食材料費は利用者負担とすることが可能であることから、基本的に食事提供に係る（調理員）人件費等への加算となります。ただし、1食あたりの人件費相当額が、加算分を下回る場合、食材料費についても利用者の負担軽減に配慮することが必要です。

- ※ 1 基本報酬が算定されている日のみ算定可能。
- ※ 2 施設入所の支給決定を受けている利用者は、補足給付により食費の負担軽減がなされているため加算対象外。

### 【加算の要件となる食事提供体制】

- (1) 事業所内の調理設備を使用して食事を提供する場合
  - ・ 調理担当者が配置されていること。（常勤、非常勤又は調理業者への委託）
  - ・ 主食、主菜、副菜等全ての食事を調理し、提供すること。
- (2) 事業所外（主従事業所間含む）で調理された食事を提供する場合
  - ・ クックチル、クックフリーズ、真空調理、又はクックサーブに限る。  
→市販弁当、一般飲食店からの配達は不可（栄養管理等の関係があっても同様）。
  - ・ 調理業務の委託先と契約を交わすこと。
  - ・ 調理担当者が配置されていること。（常勤、非常勤又は調理業者への委託）
  - ・ 運搬手段等について衛生上適切な措置がなされていること。特にクックサーブについては以下が最低限必要な基準です。
    - ア 運搬中、①中心温度 65℃以上を保つこと（再熱不可）②生鮮品、解凍品は中心温度 3℃以下を保つこと。
    - イ 調理終了後から喫食までの時間が二時間以内であること。

### 【事例に応じた算定可否】

事例	加算算定
あらかじめその日は休むと届けがあり、休んだ場合	×
あらかじめ食事不要の届けの上、通所し、食べなかった場合	×
急なお休みにより、食事を用意したが食べなかった場合	× ※
早退等により、食事を用意したが食べなかった場合	○ ※
行事等で弁当を取った場合（費用は施設が業者に支払い後、利用者から徴収）	×
行事等で外食した場合（費用はその場で利用者が実費分を負担）	×

※利用契約書等で、食事キャンセルの場合の食材料費請求に同意を得ている場合、食材料費の徴収が可能。

#### **平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A (Vol. 1)**

問5) 食事提供体制加算を算定していない事業所において、低所得者に対して食事の提供を行った場合、食事提供に要する費用の全てを当該利用者から徴収してもよいか。

答5) 「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」(平成18年厚生労働省告示第545号)に規定されているとおり、低所得者からは食材料費に相当する額のみ徴収することができる。

#### **平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A (抄)**

問81) 日中活動サービスを利用し、昼食の提供を受けた利用者について、宿泊型自立訓練において食事提供体制加算を算定することは可能か。

答81) 宿泊型自立訓練における食事提供体制加算については、主に夜間の食事を提供する体制について評価するものであり、昼間の食事を提供する体勢について評価するものであり、昼間の食事提供体制を評価する日中活動サービスの食事提供体制加算との併給は可能である。

なお、食事を提供する際には、そもそも以下の点を遵守することに留意してください。

#### **H25 県規則 19 第86条**

(略)あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2 (略)食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及びし好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 (略)食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるように努めなければならない。



## 9 生活介護事業所における延長サービス利用料の徴収

### ★ 対象サービス…生活介護

生活介護事業所において、サービス提供時間を越えた時間帯について利用者から自己負担の延長利用料を徴収している事業所が散見されたため、このことについて国へ照会したところ、以下のような回答がありました。

国からの回答によると、生活介護事業としてサービスの提供をしている限りは、利用者から自己負担による延長利用料の徴収ができません。特に、共生型生活介護の提供をしている事業所において、介護保険の通所介護サービスではサービス提供時間を越えて「預かり」サービスを提供した場合に利用者から延長利用料の徴収ができますが（老企第36号第2の7（1））、障害福祉サービスの生活介護を提供している利用者からは延長利用料の徴収ができませんので、ご注意ください。

なお、延長支援加算の要件を満たしている事業所については、延長時間帯に当該加算の算定が可能です。

#### **県から国への照会に対する回答**

問1) 営業時間（8時～17時）の範囲内であっても、サービス提供時間（9時～16時）を越えた時間帯に生活介護のサービスを提供した場合、利用者から別途利用料として費用を徴収することはできるのか。

答1) 生活介護サービスの場合、報酬は1日の報酬設定で考えられている。そのため、サービス提供時間が7時間だからといって、当該時間を越えた利用分について利用者から別途利用料を徴収することはできない。

問2) 営業時間が6時間未満の事業所の場合、開所時間減算の適用がされており、基本報酬の減算を受けているが、当該営業時間を越えて支援を行った場合に、延長利用料を別途利用料として徴収することは可能か。

減算を受けているということは、営業時間を越えた時間帯に対する報酬の評価がされていないと解釈でき、別途利用料を徴収できるのか。

答2) 減算はあくまで1つの区切りとして設けているだけである。減算されていることで、6時間未満の営業時間を越えて延長利用した利用者から、人件費等に相当する利用料を別途徴収することにはならない。